

第四次 天童市農業基本計画

—令和3年度改定—



令和4年3月

天童市



はじめに

我が国の農業を取り巻く状況は、農業者の減少や担い手の高齢化、少子高齢化の進行による国内マーケットの縮小、グローバル化による経済環境の変化、自然災害の多発、鳥獣被害、家畜の伝染性疾病など、多くの課題に直面しております。

国においては、農業を産業として強くしていく政策と、国土保全といった多面的機能を発揮させるための政策を両輪に、農業所得の増大等に取り組んでおります。

本市では、平成27年3月に「第三次天童市農業基本計画」を策定し、令和3年度を目標年次とする5つの基本目標を掲げ、基幹産業である農業の施策を推進してきました。中でも、天童ブランドの確立と消費拡大を推進するため、国内はもとより海外市場の進出も見据えたトップセールスやプロモーション活動の積極的な展開、ふるさと納税の返礼品の活用による知名度向上を図ってきたところであります。また、農地集積と農業経営の効率化を促進するため、農地中間管理事業を活用し、担い手への一層の農地集積を図り、農地の集約化と生産コストの削減による経営効率化を推進してきました。

一方、販売農家の減少や農業者数の減少・高齢化が進むとともに、耕作放棄地や鳥獣被害の増大、コロナ禍における外食産業の落ち込みによる米価の下落など、農業に深刻な影響を及ぼしております。

さらに近年では、自然災害が毎年のように発生し、大雨や大雪、降霜などによる農作物への甚大な被害がありました。

このような状況を踏まえ、本市における今後7年間の農業振興の方向性を示すため、「第四次天童市農業基本計画」を策定しました。

第四次計画におきましては、農業者が経営感覚を持って積極的にチャレンジし、本市の特色を最大限に生かした農業・農村に関する施策を計画的、総合的に展開していくことができるよう、「持続可能な農業の推進と天童ブランドの確立」、「担い手確保と鳥獣被害対策」、「農地の保全と整備」、「農業・農村の持つ役割に対する市民の理解の促進」の4つを基本目標に掲げ、農業・農村創生のための8つの基本施策、22の推進すべき個別施策を展開してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、それぞれの立場から貴重な御提言をいただきました天童市農業振興審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係各位に対し、心から御礼を申し上げますとともに、今後の計画の実施にあたりましては御指導と御支援を賜りますようお願いいたします。

令和4年3月

天童市長 山本信治

も く じ

第1章 計画の趣旨と推進方法

- | | |
|------------------|---|
| 1 計画見直しの背景と計画の趣旨 | 4 |
| 2 計画の推進方法 | 6 |

第2章 天童市の農業・農村の動向

- | | |
|----------------|----|
| 1 天童市の現状 | 8 |
| 2 天童市農業の動向 | 12 |
| 3 農業・農村を取り巻く環境 | 22 |

第3章 計画の基本目標

- | | |
|-----------|----|
| 1 計画の基本目標 | 28 |
| 2 主要指標 | 32 |

第4章 施策の展開

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 施策の体系 | 34 |
| 2 施策の展開 | 35 |
| (1) 持続可能な農業の推進と天童ブランドの確立 | 35 |
| 1-1 安全・安心な農畜産物の生産と環境保全 | 35 |
| 1-2 農畜産物の高付加価値化 | 36 |
| (2) 担い手確保と鳥獣被害対策 | 37 |
| 2-1 担い手への支援 | 37 |
| 2-2 鳥獣被害対策 | 39 |
| (3) 農地の保全と整備 | 40 |
| 3-1 農地の保全と生産基盤の整備 | 40 |
| 3-2 遊休農地の発生防止と担い手への農地の集積 | 41 |
| (4) 農業・農村の持つ役割に対する市民の理解の促進 | 42 |
| 4-1 農業の理解と魅力を伝える | 42 |
| 4-2 農地の多目的利活用 | 43 |

第5章 計画の推進に向けて

- | | |
|------------|----|
| 1 行動指針 | 46 |
| 2 計画の実施と管理 | 46 |

資料編

- | | |
|--------------|----|
| 天童市農業基本条例 | 48 |
| 策定体制図 | 52 |
| 策定経過 | 53 |
| 天童市農業振興審議会委員 | 54 |

第 1 章

計画の趣旨と推進方法



1 計画見直しの背景と計画の趣旨

(1) 計画見直しの背景

本市では、平成14年4月に天童市農業基本条例（平成14年条例第12号）を施行しました。本条例に掲げる理念や基本方針を具体化するとともに、21世紀における本市農業の進むべき方向やその推進方策を明らかにし、農業者・農業団体、事業者、市民、そして行政が一体となって農業の振興を図るため、平成15年3月に平成22年度を目標年次とする天童市農業基本計画（以下「計画」という。）を策定しました。

現在、平成27年度に策定した第三次天童市農業基本計画において、令和3年度を目標年次とする5つの基本目標を掲げ、農業施策を推進してきました。

この間、販売農家や基幹的農業従事者^{注1}数の減少・高齢化、耕作放棄地や鳥獣被害の増大、新型コロナウイルス感染症の影響による外食産業の落ち込みや、米価の下落など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。さらに近年は、自然災害が毎年のように発生し、大雨や大雪、降霜などによる農作物への甚大な被害がありました。

国では、みどりの食料システム戦略^{注2}を打ち出し、持続可能な食料システムの構築と2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション^{注3}の実現を目指しています。

これらの国の政策及び社会経済情勢の変化に対応し、本市の基幹産業の一つである農業のさらなる振興を図るため、計画の見直しを行うものです。

(2) 計画の趣旨

本計画は、天童市農業基本条例が目指す、農業・農村の持続的な発展と新しい時代に対応した農業の確立を図るため、おおむね7年間の本市の農業と農村が目指すべき方向と施策展開の方針等を明らかにするものです。

(3) 計画の位置付け

本計画は、本市の農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進するため、天童市農業基本条例第8条の規定に基づき策定するものであり、本市の農業関係計画の中で最上位に位置します。平成30年3月に策定された第七次天童市総合計画の部門計画として位置付けし、農業部門での施策の展開により、本市農業の将来像の実現を目指すものです。

また、国の食料・農業・農村基本法、山形県農業基本条例と山形県農林水産業振興計画の趣旨を踏まえ、本市の各種行政計画との整合性を保ちながら連携・補完し、効果的な推進を図るものです。

注1 基幹的農業従事者……15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

注2 みどりの食料システム戦略……食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するもの。

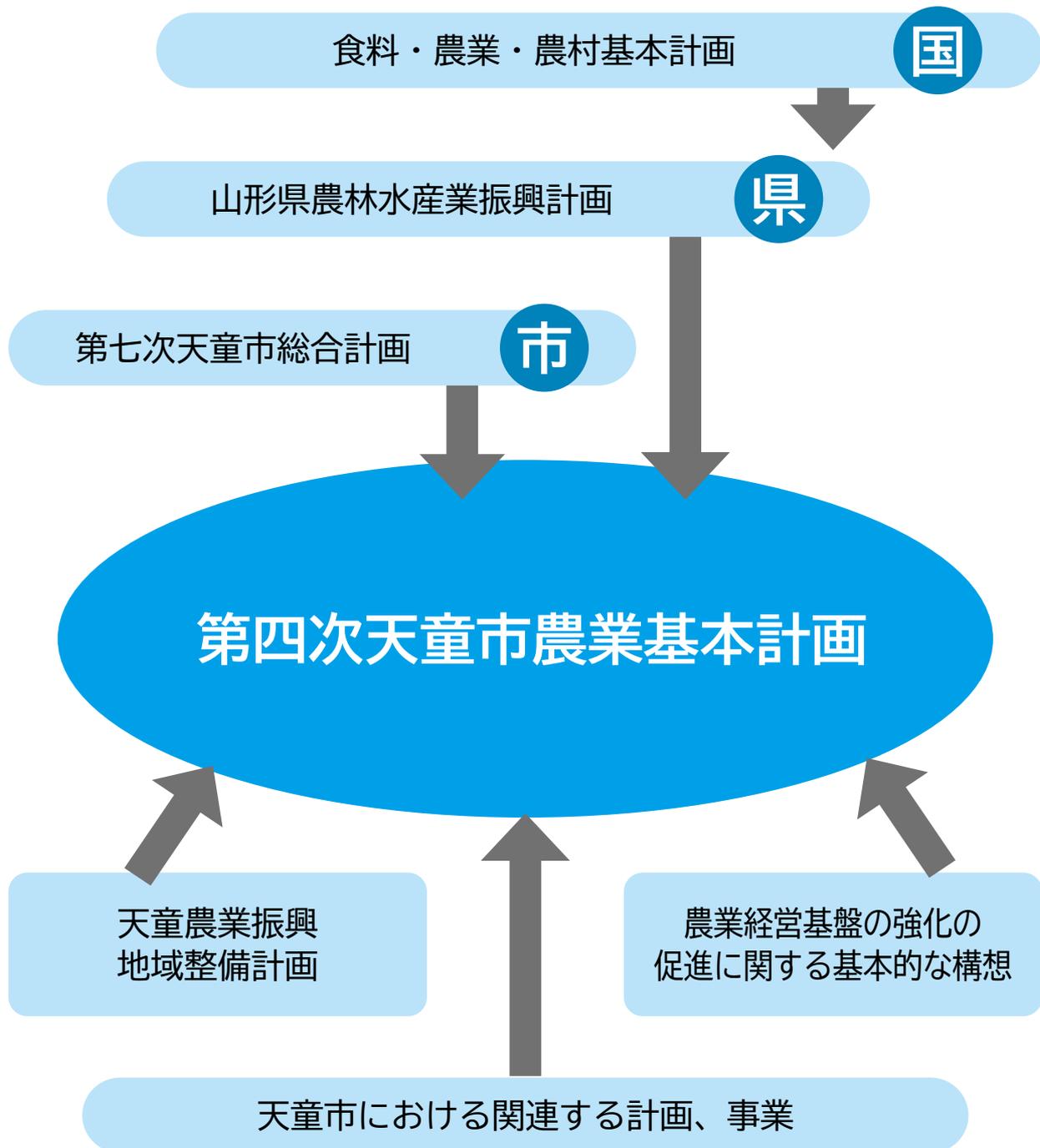
注3 CO₂ゼロエミッション……CO₂排出量が実質ゼロであること。

(4) 計画の期間

期間は、令和4年度を初年度とし、令和10年度までの7か年とします。

また、農業を取り巻く環境の変化や施策の評価を踏まえ、おおむね5年をめぐり見直しを行うことによって、時代の変化に対応した効率的な施策の展開を図ります。

●各計画の関連



第四次天童市農業基本計画

● 計画の期間

年度	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 1	2	3	4	
国	食料・農業・農村基本計画（食料・農業・農村基本法）〔平成12年策定〕															
	平成17年改訂		平成22年改訂				平成27年改訂				令和2年改訂					
山形県	山形県農林水産業振興計画（山形県農業基本条例）															
	平成12年策定〔平成13～22年〕															
	平成17年度改定〔平成18年～27年〕															
	平成22年改訂〔平成23年～令和2年〕								平成28年改訂〔平成29～令和8年〕							
天童市	天童農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律）															
	平成19年改定〔平成20年～24年〕				平成24年改定〔平成25年～29年〕				平成29年改訂〔平成30年～令和4年〕							
					農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法）〔平成25年～令和4年〕											
	天童市総合計画															
	第五次〔平成13年～21年〕		第六次〔平成22年～28年〕						第七次〔平成29年～令和6年〕							
	天童市農業基本計画（天童市農業基本条例）															
平成15年策定〔平成15～22年〕		平成20年改定〔平成21～27年〕				平成26年改定〔平成27年～令和3年〕						令和3年改定〔令和4年～10年〕				

（ ）内は根拠法令等

2 計画の推進方法

この計画の推進に当たっては、農業者や農業団体の主体的な取組みを基本に、国や県、関係機関などと緊密に連携しながら、農業・農村の振興を図ります。

また、食料・農業・農村の果たす役割について、市民の理解を深め、積極的な支援を得るとともに、事業者については地元産農畜産物の利用を促進するなど、農業者・農業団体、事業者、市民、行政が一体となって計画を推進します。

第2章

天童市の農業・農村の動向



1 天童市の現状

(1) 自然的条件

本市は、北緯38度21分、東経140度23分の地点を中心に、山形県の中央の東よりに位置しています。

総面積は、113.02km²*で、東西に18km、南北に10kmの広がりを持っています。面積の内訳は、山林が29.86km²、畑が22.49km²、田が15.07km²、宅地が14.17km²となっています。

地勢は東半分が山地、西半分が平地となっており、河川は東の奥羽山脈から西に流れ、乱川、立谷川の二つの扇状地を形成しています。平地は、標高85mから120mのところであり、扇中央部から扇端部は水量が豊富で水はけが良いため畑地に適し、西側の低地部は平坦で水田に適しています。

気候は内陸性気候の特色を持ち、年間降水量は約1,067.5mm（令和2年）となっています。雪国といわれる山形県の中では積雪が少なく、自然的条件に恵まれ、四季の変化が明確であるため、水稻、果樹、野菜の栽培に適した地域であるといえます。

※令和3年4月1日時点で総面積は113.02km²と公表されました（国土交通省国土地理院）。



●地目別面積

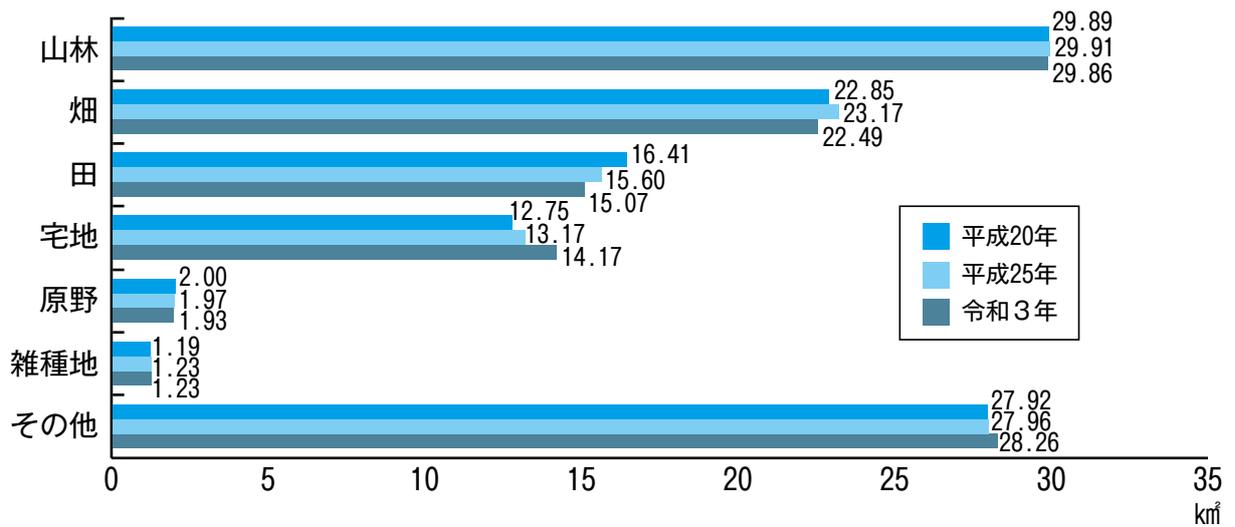
上段：平成20年1月1日現在 中段：平成25年1月1日現在

下段：令和3年1月1日現在

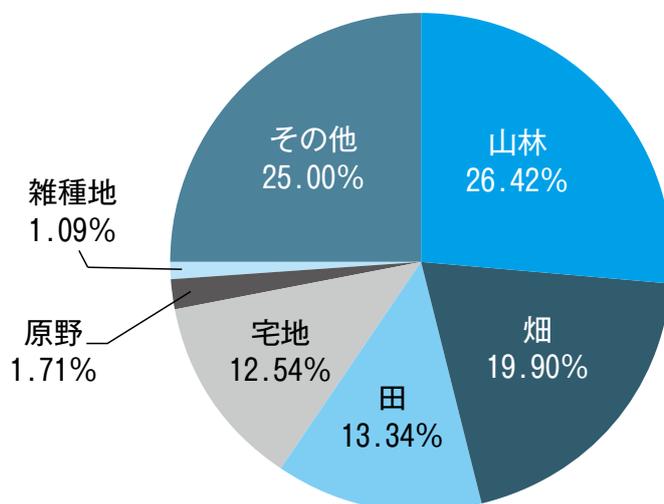
単位：km²、%

項目	山林	畑	田	宅地	原野	雑種地	その他	計
面積	29.89	22.85	16.41	12.75	2.00	1.19	27.92	113.01*
	29.91	23.17	15.60	13.17	1.97	1.23	27.96	
	29.86	22.49	15.07	14.17	1.93	1.23	28.26	
構成比	26.45	20.22	14.52	11.28	1.77	1.05	24.71	100
	26.47	20.50	13.80	11.65	1.74	1.09	24.74	
	26.42	19.90	13.34	12.54	1.71	1.09	25.00	

(資料：天童市総務部税務課)



●地目別構成比 (令和3年1月1日現在)

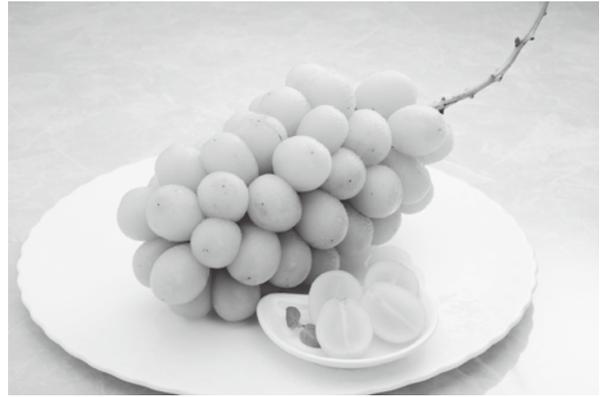


(2) 社会的条件

本市の人口は、令和2年の国勢調査で6万2,140人となっており、山形県内で5番目の人口規模となっています。人口の推移を見てみると、土地区画整理事業による住環境の整備や積極的な企業誘致などにより、昭和40年代から増加してきましたが、平成17年の国勢調査以降減少に転じました。しかし、本市の進める人口減少抑制や回復等の施策展開により、人口減少に一定の歯止めがかかり、現状に近い数値で推移しています。

本市の就業者数は、平成27年で3万1,877人となっています。産業別では、これまで就労の場の拡大や都市化の進展により、第2次産業及び第3次産業の就業者数が増加してきましたが、第2次産業就業者数が平成12年に、第3次産業就業者数は平成17年にピークを迎え、以後、減少に転じています。第1次産業の就業者数は、一貫して減少しており、平成27年では平成12年から2割の減少となっています。

それに対し、令和元年の農業産出額は県内4位で177億9,000万円となっています。第1次産業の就業者数が減少していることを踏まえると、大規模な農家が増えていることや果実のブランド化、高品質化が進んでいることが考えられます。



●人口と世帯数の推移

単位：人、%、戸

区分	人口			5年間の人口増加		世帯数	一世帯の人員	人口密度
	男	女	計	増加数	増加率			
平成12年	30,661	32,570	63,231	2,605	4.3	19,077	3.31	559.5
平成17年	30,903	32,961	63,864	633	1.0	20,146	3.17	565.1
平成22年	30,148	32,066	62,214	△1,650	△2.6	20,404	3.05	550.5
平成27年	30,197	31,997	62,194	△20	△0.03	21,428	2.90	550.3
令和2年	30,222	31,918	62,140	△54	△0.1	22,589	2.69	549.8

(資料：国勢調査)

●産業分類別就業者数の推移

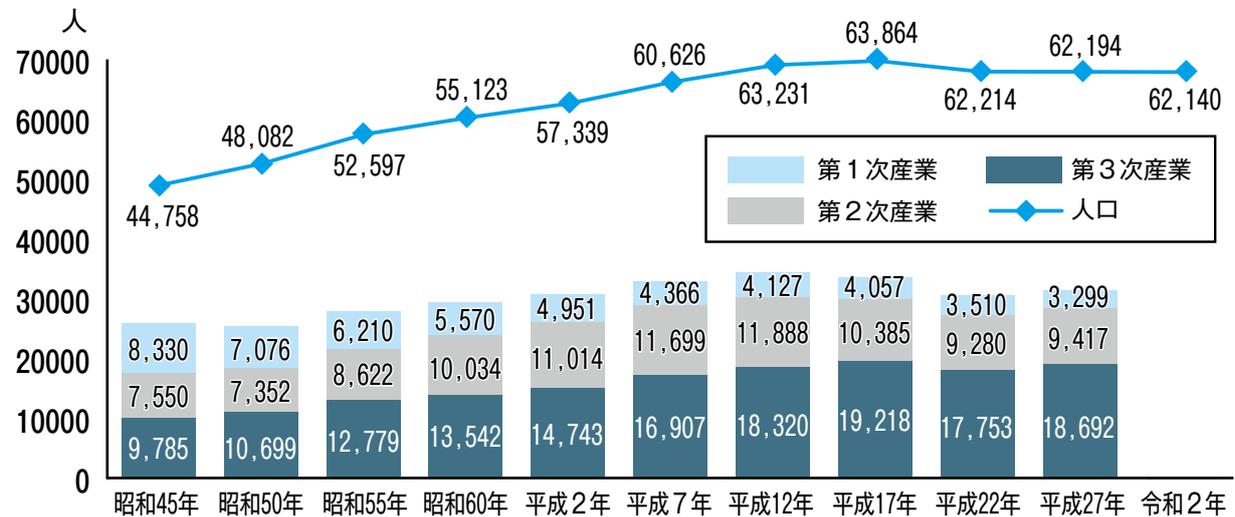
単位：人

区分	就業者総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成12年	34,335	4,127	11,888	18,320	-
平成17年	33,740	4,057	10,385	19,218	80
平成22年	31,057	3,510	9,280	17,753	514
平成27年	31,877	3,299	9,417	18,692	469

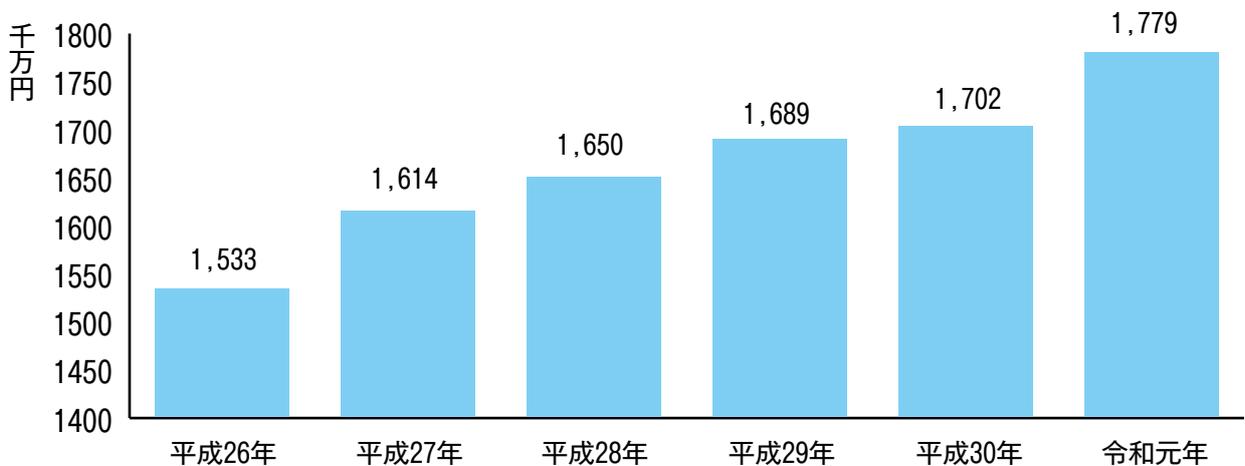
※令和2年のデータは公表されていません。

(資料：国勢調査)

●人口と産業分類別就業者数の推移



●農業算出額の推移



(資料：山形県農林水産統計年報)

2 天童市農業の動向

(1) 農家戸数

本市の総農家数は、年々減少しており、令和2年には2,230戸になり、5年間で9.6%減少しています。そのうち、農畜産物の販売がある販売農家数は1,660戸で、販売農家数は5年間で12.1%減少しています。

総世帯数に占める農家数は年々減少を続け、農家率は9.8%で、5年前に比べ、1.7ポイント低下しています。



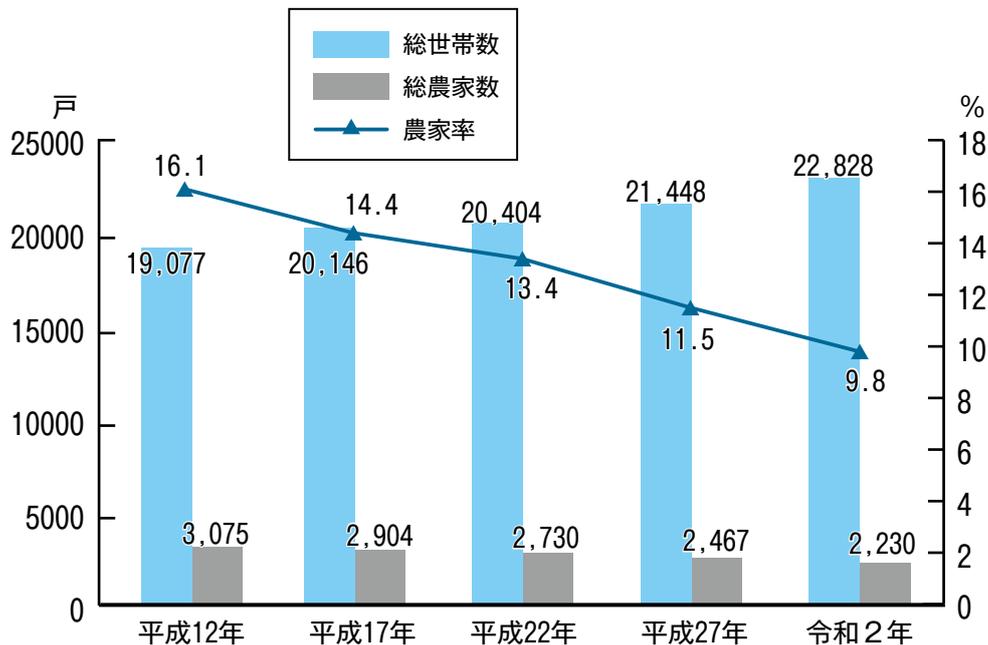
● 農家数の推移

単位：戸、%

年次	区分	総世帯数	総農家数	販売農家数	農家率
平成12年		19,077	3,075	2,553	16.1
平成17年		20,146	2,904	2,362	14.4
平成22年		20,404	2,730	2,144	13.4
平成27年		21,448	2,467	1,888	11.5
令和2年		22,828	2,230	1,660	9.8

(※) 農家率 = 総農家数 ÷ 総世帯数 × 100

(資料：農林業センサス)



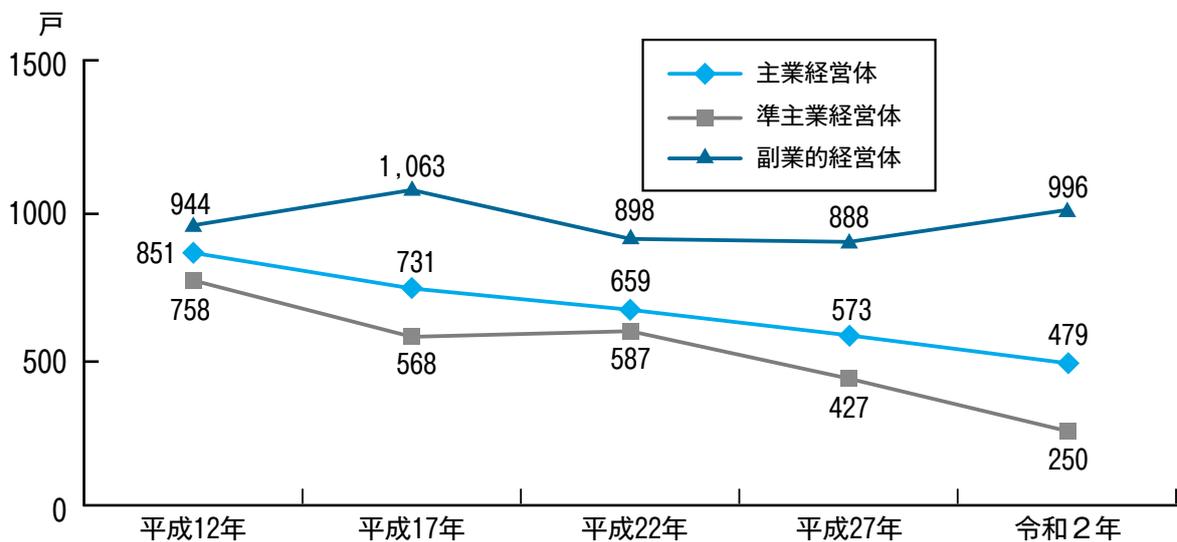
個人経営体を主副業別に見てみると、主業・準主業経営体は減少しています。また、主業・準主業経営体に対する副業的経営体の割合が増加していることから、農業経営体の高齢化が見て取れます。

●主副業経営体数

単位：経営体、%

区分 項目		主業経営体 ^{注4}		準主業経営体 ^{注5}		副業的 経営体 ^{注6}	計
			65歳未満 の農業専 従者有		65歳未満 の農業専 従者有		
実数	平成12年	851	788	758	331	944	2,553
	平成17年	731	684	568	262	1,063	2,362
	平成22年	659	597	587	299	898	2,144
	平成27年	573	513	427	210	888	1,888
	令和2年	479	421	250	100	996	1,725
構成比	平成27年	30.3	27.2	22.6	11.1	47.0	100
	令和2年	27.8	24.4	14.5	5.8	57.7	100

(資料：農林業センサス)



注4 主業経営体……農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

注5 準主業経営体……農業所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

注6 副業的経営体……調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

(2) 農家人口と基幹的農業従事者

総人口の減少幅に対し、個人経営体における世帯員数の減少幅が大きく、総人口に対する個人経営体人口の割合が大きく減っています。また、個人経営体における年齢階層別世帯員数の推移をみると、65歳以上の割合が増加し、農家の高齢化が分かります。

● 総人口と農家人口

単位：人、%

区分 年次	総人口	個人経営体世帯員数	総人口に対する個人 経営体人口の割合	個人経営体における 65歳以上の割合
平成12年	63,231	14,713	23.3	27.4
平成17年	63,864	11,059	17.3	30.7
平成22年	62,214	9,554	15.4	32.6
平成27年	62,194	7,756	12.5	36.6
令和2年	62,140	6,657	10.7	41.7

(資料：国勢調査、農林業センサス)

● 個人経営体における年齢階層別世帯員数の推移

単位：人

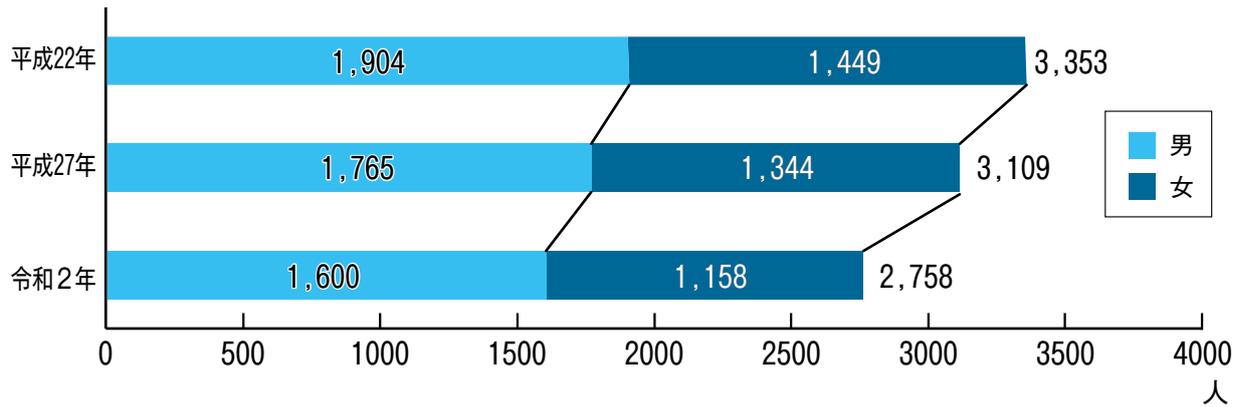
年次	階層	0～14歳	15～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	計
	平成12年		2,015	2,309	3,548	2,805	4,036
平成17年		1,243	1,799	2,281	2,345	3,391	11,059
平成22年		1,019	1,307	1,803	2,310	3,115	9,554
平成27年		787	841	1,441	1,847	2,840	7,756
令和2年		683	657	1,187	1,355	2,775	6,657
構成比	平成27年	10.2	10.8	18.6	23.8	36.6	100.0
	令和2年	10.2	9.9	17.8	20.4	41.7	100.0



基幹的農業従事者は、令和2年で2,758人となっており、5年間で351人、11.3%減少しています。年齢階層別では、40～64歳の層が大幅に減少しており、農業労働の基幹的部分を担う年齢層の確保が課題となっています。また、65歳以上の層については、ほぼ横ばい傾向となっています。なお、本市の人口の高齢化率は30.3%と県内

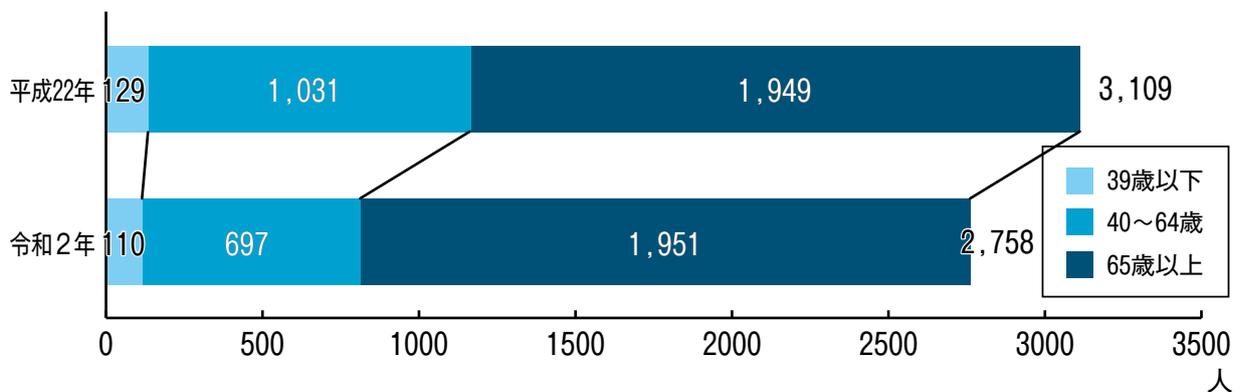
13市で3番目の低さとなっていますが、基幹的農業従事者の70.7%が65歳以上で、高齢者が農業生産の大きな役割を担う状況となっていることから、農業就業構造の高齢化が一層進んでいます。さらに、基幹的農業従事者を男女別に見てみると、男性が1,600人で58.0%、女性が1,158人で42.0%と、労働力に占める男性の比率が高くなっています。年齢階層別にみると、男女共に60歳以上が農業生産の大きな部分を担っています。

● 基幹的農業従事者の推移



(資料：農林業センサス)

● 年齢階層別基幹的農業従事者（個人経営体）



● 男女別年齢階層別基幹的農業従事者（個人経営体）（令和2年）

単位：人、%

階層	項目	男（男女別構成比）	女（男女別構成比）	計（年齢階層別構成比）
30歳未満		15 (88.2)	2 (11.8)	17 (0.6)
30歳～39歳		72 (77.4)	21 (22.6)	93 (3.4)
40歳～49歳		99 (67.3)	48 (32.7)	147 (5.3)
50歳～59歳		119 (52.7)	107 (47.3)	226 (8.2)
60歳以上		1,295 (56.9)	980 (43.1)	2,275 (82.5)
計		1,600 (58.0)	1,158 (42.0)	2,758 (100)

(資料：農林業センサス)

(3) 認定農業者

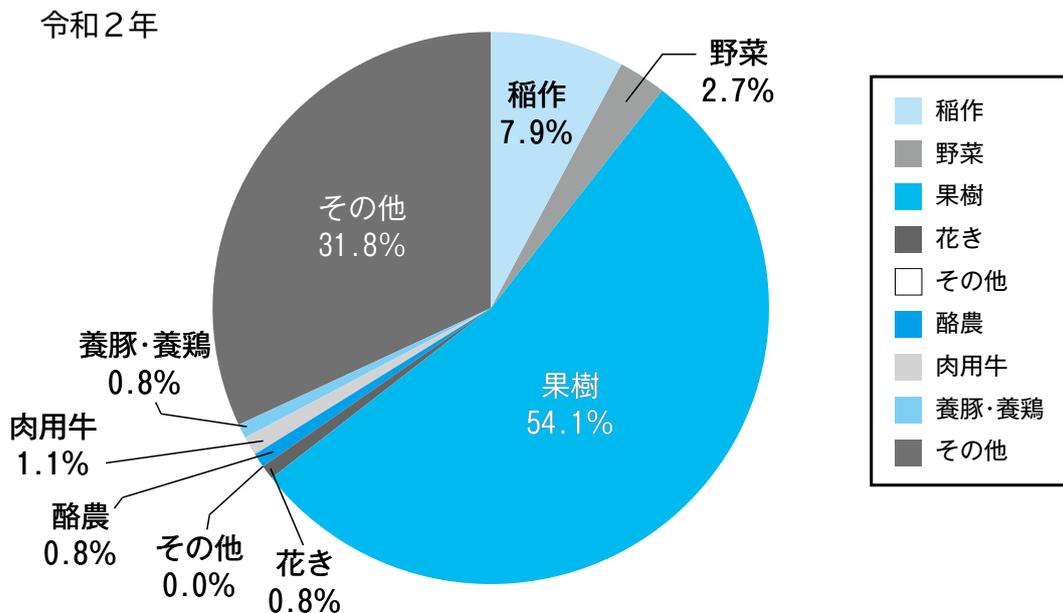
農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者数は令和2年で264経営体で、販売農家全体に占める認定農業者の比率は15.9%となっています。また、認定農業者を経営形態別に見ると、果樹を主体とする農家が多くなっています。

● 経営形態別認定農業者数（販売農家）

単位：経営体、%

項目	部門別	販売農家計	認定農業者										
			単一経営体 ^{注7}									その他	
			作物					畜産					
			稲作	野菜	果樹	花き	その他	酪農	肉用牛	養豚 養鶏			
平成22年	農家数	2,144	266	181	8	8	152	2	1	6	4	0	85
	構成比		100	68.0	3.0	3.0	57.1	0.8	0.4	2.3	1.5	0	32.0
平成27年	農家数	1,888	292	187	19	9	148	2	0	3	4	2	105
	構成比		100	64.0	6.5	3.1	50.7	0.7	0	1.0	1.3	1.7	36.0
令和2年	農家数	1,660	264	180	21	7	143	2	0	2	3	2	84
	構成比		100	68.2	7.9	2.7	54.1	0.8	0	0.8	1.1	0.8	31.8

(資料：農林業センサス)



注7 単一経営体……農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体。

(4) 経営耕地面積

令和2年の経営耕地面積は、2,688haで、5年間で188ha減少しています。種類の構成比は、田が47.6%、畑が7.9%、樹園地が44.5%で、平成27年に比べ、樹園地の比率が下がり、田と畑の比率が高くなっています。工業団地や住宅地等の開発が、農地減少の大きな要因を占めていると考えられます。

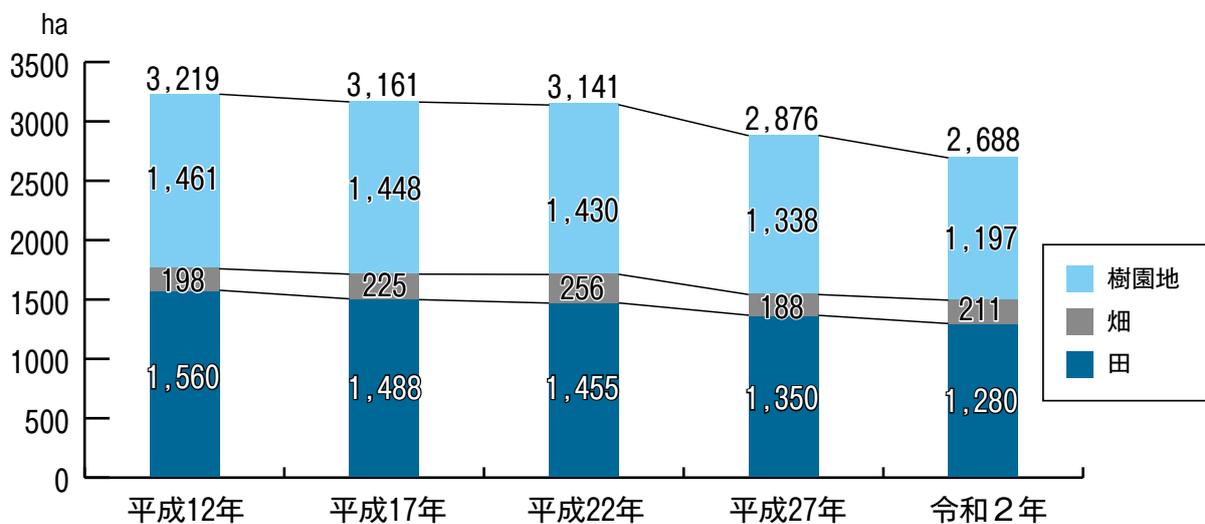


●経営耕地面積

単位：ha、%

年次		種類別	田	畑	樹園地	計
平成12年			1,560	198	1,461	3,219
平成17年			1,488	225	1,448	3,161
平成22年			1,455	256	1,430	3,141
平成27年			1,350	188	1,338	2,876
令和2年			1,280	211	1,197	2,688
構成比	平成27年		46.9	6.6	46.5	100
	令和2年		47.6	7.9	44.5	100

(資料：農林業センサス)



令和2年の経営耕地の種類別農家数は、田のある農家が837戸、畑のある農家が630戸、樹園地のある農家が1,599戸となっています。平成27年と比較すると、すべての区分で減少していますが、特に田のある農家、稲を作った農家、畑のある農家が著しく減少しています。また、樹園地のある農家の割合が91.6%と、本市の農業は果樹主体の経営となっています。

● 経営耕地の種類別農家数

単位：戸

項目	種類別	実農家数	田のある農家数		畑のある農家数	樹園地のある農家数
				稲を作った農家数		
実数	平成22年	2,277	1,458	1,347	1,069	2,091
	平成27年	2,008	1,155	1,095	850	1,845
	令和2年	1,746	837	754	630	1,599
構成比	平成27年		57.5	54.5	42.3	91.9
	令和2年		47.9	43.2	36.1	91.6

(資料：農林業センサス)

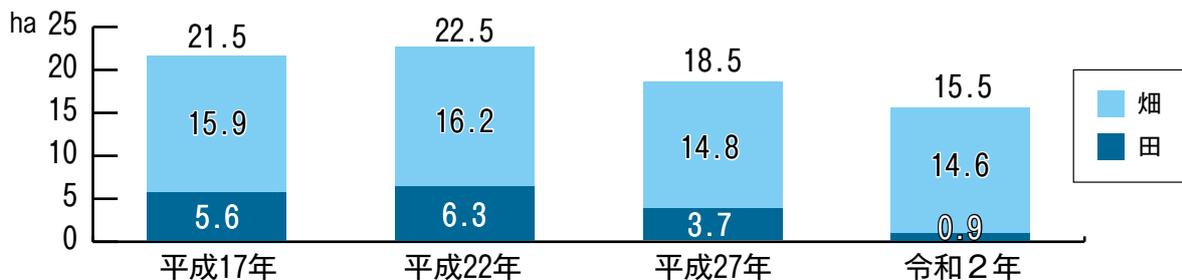
令和2年の遊休農地^{注8}面積（違反転用面積を含む）は15.5haとなっています。市では継続して遊休農地解消対策に取り組んできた結果、毎年2ha程度の遊休農地が解消されています。一方で新たな遊休農地が発生しており、今後、農業者の高齢化や後継者不足等により、遊休農地が増加していくことが懸念されています。

● 遊休農地面積（違反転用面積を含む）

単位：ha

年次	種類別	計		解消面積
		田	畑	
平成17年		5.6	15.9	21.5
平成22年		6.3	16.2	22.5
平成27年		3.7	14.8	18.5
令和2年		0.9	14.6	15.5

(資料：市農業委員会)



注8 遊休農地……現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、または、農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地。

(5) 主要作物等の栽培状況

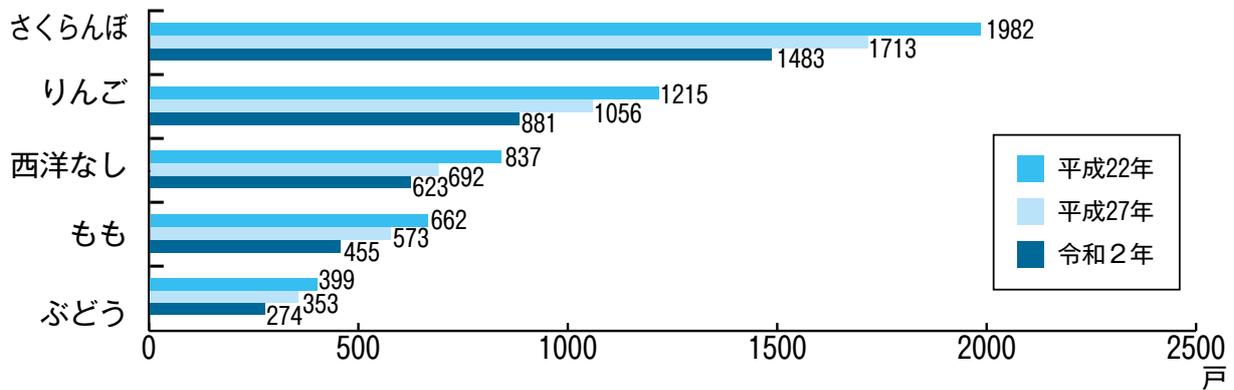
果樹については、すべての販売農家数が減少し、特に、もも、ぶどうの減少が著しくなっています。栽培面積も同様に、すべての作物で減少しています。特に、りんご、ぶどうについて減少幅が大きくなっています。西洋なし、もも、ぶどうは、販売農家数の減少幅に対し、栽培面積の減少幅が小さいことから、一戸当たりの経営規模が拡大していると考えられます。

●主要果樹の栽培農家数（販売農家）

単位：戸

項目	区分	さくらんぼ	りんご	西洋なし	もも	ぶどう
	実数	平成22年	1,982	1,215	837	662
平成27年		1,713	1,056	692	573	353
令和2年		1,483	881	623	455	274

(資料：農林業センサス)

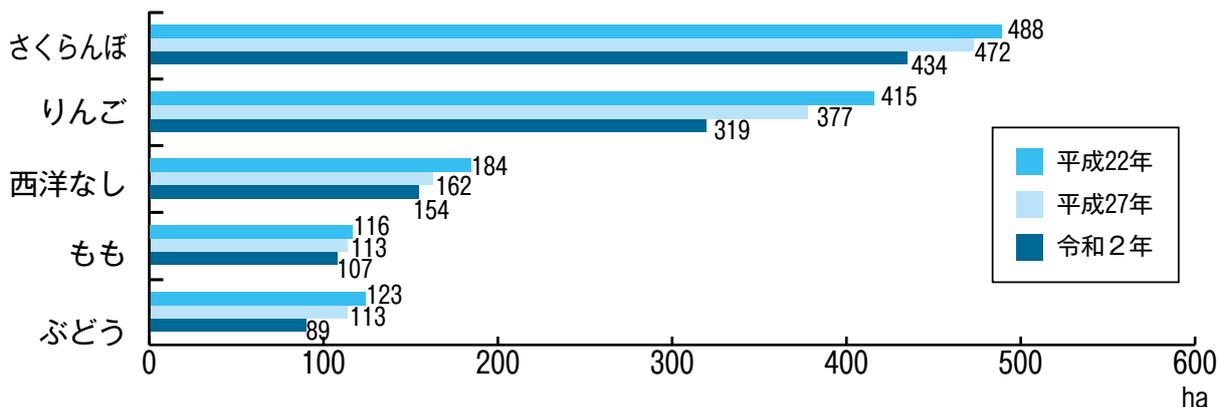


●主要果樹の栽培面積（販売農家）

単位：h a

項目	区分	さくらんぼ	りんご	西洋なし	もも	ぶどう
	実数	平成22年	488	415	184	116
平成27年		472	377	162	113	113
令和2年		434	319	154	107	89

(資料：農林業センサス)



家畜の飼養農家数は、乳用牛、豚は減少、肉用牛、採卵鶏は横ばいとなっています。また、肉用牛、豚については、農家数に対する、頭数が大幅に増加していることから、経営規模が拡大していることが考えられます。

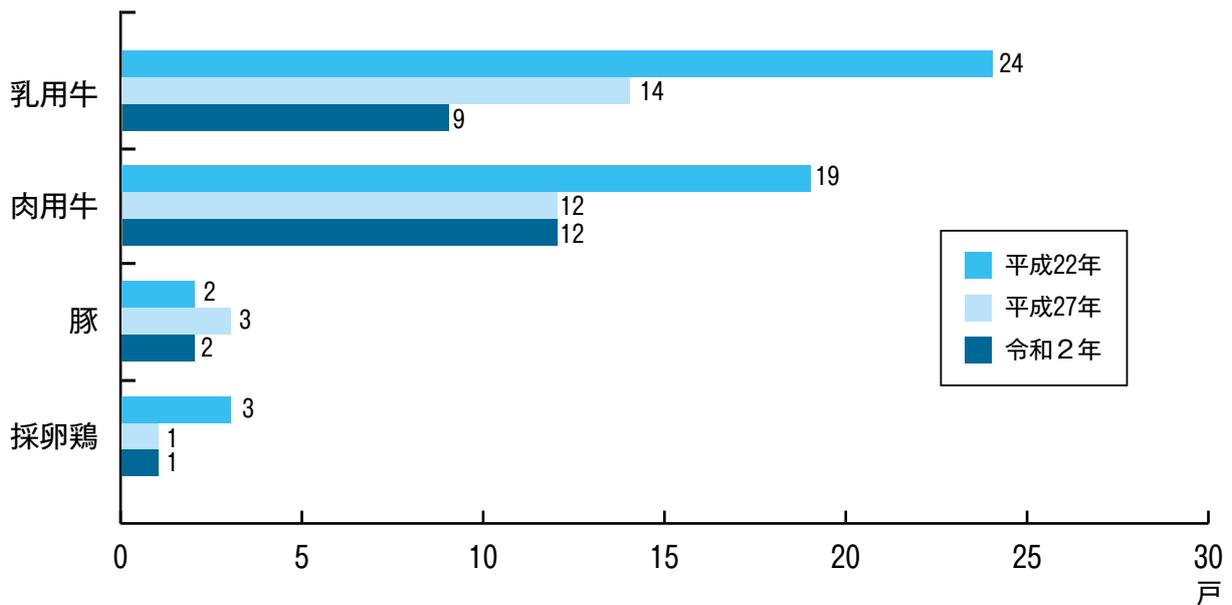
●家畜の飼育状況

単位：戸、頭、羽

区分 年次	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数
平成22年	24	597	19	864	2	...	3	30,070
平成27年	14	297	12	929	3	1,399	1	...
令和2年	9	193	12	2,147	2	1,703	1	...

(資料：農林業センサス)

●畜産農家数



●県内13市の比較（令和2年）

区分	農家数 (戸)	個人経営体数（経営体）			基幹的農業従事者数（人）			経営耕地面積（a）	
			主業数 (体)	主業率 (%)		うち女性 の割合 (%)	うち高齢者 の割合 (%)		1農家あたり 経営耕地面積 (a)
1位	鶴岡 4,238	鶴岡 3,184	鶴岡 1,014	酒田 36.3	鶴岡 4,640	東根 43.0	寒河江 75.2	鶴岡 1,550,126	酒田 442.68
2位	山形 3,232	酒田 1,837	酒田 666	南陽 35.2	酒田 2,789	天童 42.0	村山 74.1	酒田 1,059,327	新庄 397.37
3位	酒田 2,393	山形 1,764	天童 479	新庄 32.4	天童 2,758	山形 40.2	長井 73.0	新庄 509,424	鶴岡 365.77
4位	天童 2,230	天童 1,725	東根 477	鶴岡 31.8	東根 2,690	村山 38.7	山形 72.7	尾花沢 424,860	長井 293.50
5位	東根 2,075	東根 1,645	山形 375	米沢 29.4	山形 2,651	南陽 38.5	尾花沢 71.4	山形 412,065	米沢 291.59
6位	村山 1,896	寒河江 1,166	新庄 341	東根 29.0	寒河江 1,676	寒河江 38.4	天童 70.7	米沢 379,354	尾花沢 281.18
7位	寒河江 1,794	村山 1,131	尾花沢 309	尾花沢 28.2	尾花沢 1,568	上山 38.1	上山 69.6	村山 325,805	南陽 192.98
8位	尾花沢 1,511	尾花沢 1,096	南陽 276	天童 27.8	村山 1,534	尾花沢 37.9	東根 69.0	長井 294,966	村山 171.84
9位	上山 1,308	新庄 1,053	寒河江 251	上山 26.7	新庄 1,455	酒田 36.6	米沢 65.6	天童 268,805	山形 127.50
10位	米沢 1,301	上山 840	村山 234	長井 22.3	南陽 1,295	鶴岡 35.8	酒田 64.3	東根 235,450	天童 120.50
11位	新庄 1,282	南陽 783	上山 224	寒河江 21.5	上山 1,240	新庄 35.5	南陽 63.8	南陽 213,450	東根 113.47
12位	南陽 1,107	米沢 756	米沢 222	山形 21.3	米沢 1,061	米沢 33.3	鶴岡 63.5	寒河江 197,954	上山 111.33
13位	長井 1,005	長井 614	長井 137	村山 20.7	長井 789	長井 33.0	新庄 62.9	上山 145,626	寒河江 110.34

(資料：農林業センサス、山形農林水産統計年報)

3 農業・農村を取り巻く環境

◆農業の構造改革と農政改革

農業・農村を取り巻く状況は、生産農業所得の増加や農林水産物・食品の輸出拡大、若者の新規就農といった成果が現れてきている一方、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、TPP^{注9}等の新たな国際環境、頻発する自然災害や家畜の伝染性疾病などの課題に直面し、生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退が懸念されています。

また、農業の構造改革を図るため担い手への農地集積を進めてきた結果、国全体では農地の約5割が担い手に集積されていますが、さらなる集積と規模拡大による経営の効率化が課題となっています。

国では、これらの課題に対応し、平成25年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定しています。

本市においては、平成24年から開始された農業次世代人材投資事業等の新規就農者支援策の効果もあり、年間の新規就農者数は過去5年間の平均で17人となっています。しかしながら、本市の基幹的農業従事者に占める65歳以上の高齢者の割合が70.7%を占める一方で、39歳以下は4.0%に過ぎないことから、今後も新規就農者を安定的に確保していくことが重要です。

担い手への農地の集積については、中山間地域を抱えていることや、農業生産の多くを果樹が占めている等の理由から全国平均を下回っています。今後、農業経営の効率化等の構造改革を一層進めていくためには、農地中間管理事業の活用等を進め、一層の農地の集積・集約を図るとともに、需要に応じた農産物の生産を振興し、農業所得の安定的な確保を図っていく必要があります。

◆FTA・EPAの進展と国際競争の激化

WTO^{注10}は世界164の国・地域が加盟する国際貿易に関するルールを取り扱う機関であり、加盟国は他の全加盟国に対して同じ関税を適用することとされています。これに対しFTA^{注11}・EPA^{注12}は、二国間（又は数カ国間）で関税を相互に原則撤廃することを取り決める協定です。二国間等でのFTA・EPAは、多国間のWTOを補完するものとして、近年、締

注9 TPP (Trans-Pacific Partnership) …高い水準の、野心的で包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定。環太平洋パートナーシップ協定。

注10 WTO (World Trade Organization) ……各国が自由にモノ・サービスなどの貿易ができるようにするためのマルチのルールを決め、貿易障壁を削減・撤廃するため、加盟国間で貿易交渉を行っている国際機関。世界貿易協定。

注11 FTA (Free Trade Agreement) ……ある国や地域との間で、関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定。自由貿易協定。

注12 EPA (Economic Partnership Agreement) ……FTAを基礎としながら、投資の促進、知的財産や競争政策等の分野での制度の調和、その他多様な分野を対象とした経済上の連携協定を目的とした協定。経済連携協定。

結件数が急激に増加しており、我が国においては、令和3年3月時点で24の国や地域と21のEPAが発効済みまたは署名済みとなっています。発効済み・署名済み及び交渉中のFTA・EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は、85.8%となっています。

◆持続可能で多様性のある社会に対する関心の高まり

世界的規模での大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動の拡大、地球温暖化問題、毎年のように発生する大規模な自然災害、開発途上国における貧困問題の深刻化など、地球規模で様々な問題が頻繁に発生しています。これらの問題の中で、全国の食品ロス量は、2000年度比では減少しているものの、近年は横ばいで推移しているのが現状です。食品ロスの削減は、消費者側からの食料自給率向上に向けた取組みであり、その第一歩として、自分達が食べている食料についての理解を深めることが必要です。

これらの食料・環境問題等を踏まえ、国連で採択されたSDGs^{注13}の実現に向け、日本をはじめ世界各国が取り組みをスタートしました。持続可能な社会の実現に向け、私たち一人ひとりの行動が密接に関わることを認識し、社会や環境に配慮した消費行動ができる消費者を増やしていくことが必要になっています。これと共に、農業生産活動は、自然界の物資循環を活かしながら行われ、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマです。食料・農業・農村分野においても、経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進することが重要です。

◆農業・農村の有する多面的機能^{注14}の維持・発揮

農村は、農業生産と生活の場であるだけでなく、国土や環境の保全、水資源のかん養、豊かな自然環境や美しい農村景観、伝統文化の継承など、多面的な機能を有しています。特に、水田は、地下水のかん養源となるとともに、大雨時に雨水を一時的に貯留し、洪水の発生防止・軽減機能を担うなど、国土の保全にとって重要な機能を担っています。

しかしながら、担い手の高齢化や他産業への流出によりこれまで農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮が危ぶまれており、その機能を将来にわたって維持し、農業の持続的な発展につなげていくための対策が重要性を増しています。

また、中山間地域の農地は、河川の上流部において水源かん養機能、大雨時の雨水貯留機能の多くを担っています。しかしながら、鳥獣被害等の不利な農業生産条件などから、遊休農地が増加しています。そのため、有害鳥獣の捕獲や侵入防止の環境整備、中山間地域等直接支払による取組みの実施、水路・農道の維持管理を図るとともに、景観作物の作付けなどを実施し、農地の保全を推進する必要があります。

さらに、多面的機能の維持・発揮については、農業従事者以外の住民の理解と協力が不可欠

注13 SDGs (Sustainable Development Goals) ……17のゴール・169ターゲットから構成される、持続可能でより良い世界を目指す国際目標。持続可能な開発目標。

注14 農業・農村の有する多面的機能……国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることに生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

であることから、地域住民等の参画を得て、共同で行う取組みが重要となっています。

◆農業生産基盤の整備・保全

良好な営農条件を備えた農地や農業生産基盤は、農業生産力を支える重要な役割を担っています。

我が国の水田の整備状況は、30a以上の区画に整備済みの水田が159万haで、水田面積の約6割となっています。そのうち50a以上の区画に整備されているのは、全体の約1割に当たる26万haとなっています。畑については、畑地面積全体の約8割に当たる156万haにおいて幅員3m以上の末端農道が整備されています。

本市においては、1,500haを超える水田で土地改良事業が施行され、30a区画への整備が概ね完了しています。令和2年度で、更生堰地区の土地改良事業が完了し、今後は、生産能力の向上と経営の効率化を図るため、水田の大区画化が課題となっています。

畑地においては、土地基盤整備事業が進められ、全体の48%が整備済となっています。

農道は市及び土地改良区管理のものを合わせて364kmで、うち幅員1.8m以上4.0m未満の農道が約5割となっています。また、河川取水施設等の用水施設の整備により、そのかんがい面積は3,853haに達しています。

これまでの農業生産基盤の整備により、本市の農業経営の条件はおおむね良好なものとなっていますが、今後は、これらの施設の老朽化や防災・減災への対応が課題となっていることから、予防保全型の管理を行い、機能の維持・向上を図っていく必要があります。

農業・農村の動向（平成15年以降）

年表	国	山形県	天童市
平成15年		○やまがたこだわり安心米推進運動（H15～H17） ○山形県水田農業活性化基本方針の策定	○天童市農業基本計画の策定
平成16年	○農政改革基本構想の策定		
平成17年	○食料・農業・農村基本計画の変更 ○食育基本法施行 ○経営所得安定対策等大綱の決定	○やまがた安全・安心取組認証制度の開始 ○県農業担い手支援センターの設置	
平成18年	○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の制定	○山形県経営所得安定対策等推進方針の策定 ○やまがた総合発展計画の策定 ○農林水産業振興計画の見直し ○新おいしい山形推進プランの策定 ○山形セレクション認定制度の開始 ○夢未来やまがた食育計画の策定	○第五次天童市総合計画後期基本計画の策定

年表	国	山形県	天童市
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ○品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の本格実施 ○米政策改革推進対策 ○米緊急対策の実施、農政改革の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○山形県地産地消推進計画の策定 ○米価格の下落に伴う緊急対策の実施 ○(財)やまがた農業支援センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○天童市果樹産地構造改革計画の策定
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ○21世紀新農政2008 ○食料・農業・農村基本計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○本県独自の山形らしい農業施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○天童農業振興地域整備計画の見直し ○天童市地産地消推進計画の策定 ○天童市農業基本計画の見直し
平成21年		<ul style="list-style-type: none"> ○水稻新品種の名称が「つや姫」に決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○天童市果樹産地構造改革計画の見直し
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな食料・農業・農村基本計画の策定 ○戸別所得補償モデル対策事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「つや姫」の本格デビュー ○山形県食育・地産地消推進計画の策定 ○山形県農業振興地域整備基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第六次天童市総合計画の策定
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者戸別所得補償制度の実施 ○震災による福島第一原子力発電所事故の発生 		
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ○人・農地プランのスタート 	<ul style="list-style-type: none"> ○新農林水産業元気再生戦略の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○天童市果樹産地構造改革計画の見直し
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ○経営所得安定対策の実施 ○T P P 交渉に正式参加 ○農林水産業・地域の活力創造プラン決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○やまがた6次産業化戦略推進本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○第六次天童市総合計画後期計画の策定 ○天童農業振興地域整備計画の見直し
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理機構の創設 ○経営所得安定対策・水田フル活用と米政策の見直し ○日本型直接支払制度の創設 ○農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理機構に公益財団法人山形農業支援センターを指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○天童市農業基本計画の見直し
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・農業・農村基本計画の見直し ○総合的なT P P 関連政策大綱を決定 ○農業委員会法改正 		<ul style="list-style-type: none"> ○第三次天童市農業基本計画策定 ○天童市地産地消推進計画策定
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正農協法施行 ○農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 		<ul style="list-style-type: none"> ○天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定 ○天童市果樹産地構造改革計画の見直し
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ○山形県農林水産業振興計画の見直し ○山形県第3次農林水産業元気再生戦略の策定 ○第2次山形県食育・地産地消推進計画の策定 ○山形県農業振興地域整備基本方針の変更 	

第四次天童市農業基本計画

年表	国	山形県	天童市
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○減反制度廃止 ○新たな米政策開始、生産の目安、水田フル活用 ○TPP11発行 ○土地改良法改正 ○農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ○「雪若丸」本格デビュー ○山形C12号(やまがた紅王)苗木販売開始 ○山形県水田農業の在り方策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○天童農業振興地域整備計画の改定 ○第七次天童市総合計画策定
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ○収入保険制度創設 ○農業用ため池の管理及び保全に関する法律改正 ○農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ○紅花の生産・加工システムが日本農業遺産に認定 ○さくらんぼ新品種の名称が「やまがた紅王」に決定 	
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・農業・農村基本計画の見直し ○新型コロナウイルス感染症の流行 ○農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ○GI山形ラ・フランス登録 	<ul style="list-style-type: none"> ○天童市果樹産地構造改革計画の見直し
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりの食料システム戦略の本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次農林水産業元気創造戦略の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第七次天童市総合計画後期計画及び第2期天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定 ○天童ワイン特区認定

第3章

計画の基本目標



1 計画の基本目標

本市は、平成29年度にスタートした「第七次天童市総合計画」において、活力ある農業を展開していくため、次のような基本方針を示しています。

「多様な担い手の確保と育成を図るとともに、生産プロセスにおける安全管理やブランド力の高い農畜産物の生産を支援し、競争力の強化を図ります。また、担い手への農地の集積と集約化の促進や意欲ある担い手の創意工夫を支援するなど、生産基盤の強化による農業所得の向上と職業としての魅力を高め、農業の持続的な発展を目指します。また、深刻化する野生鳥獣による農作物被害を抑制するため、計画的な防止対策に取り組みます。」

このような基本方針に沿って、安全で安心な農畜産物を安定的に提供し、自然環境の保全や伝統文化の継承、防災機能など、公益的で多面的な機能を有する農業・農村を維持することに努めています。そのために、農業者・農業団体、事業者、市民、行政がそれぞれの役割を十分認識し、協働で農業を振興していく活動を、まちづくりの一環として展開していく必要があります。

本市は、自然的・社会的条件に恵まれ、計画的なまちづくりが進む中、農業、工業、商業、観光など、各種の産業がバランスよく発展してきました。こうした成果や立地条件を生かし、

「持続可能な農業の推進と天童ブランドの確立」

「担い手確保と鳥獣被害対策」

「農地の保全と整備」

「農業・農村の持つ役割に対する市民の理解の促進」

の4つを基本目標に、本市農業の振興を図っていきます。



持続可能な農業の推進と天童ブランドの確立



担い手確保と鳥獣被害対策



農地の保全と整備



農業・農村の持つ役割に対する市民の理解の促進

基本目標1 持続可能な農業の推進と天童ブランドの確立

基本施策

- 1-1 安全・安心な農畜産物の生産と環境保全
- 1-2 農畜産物の高付加価値化

農業は、市民生活に必要不可欠な食料供給の面で重要な役割を担っていることから、農業の維持と発展を図る必要があります。また、健康志向と食の安全性に対する関心が広く浸透していることから、安全・安心な農畜産物の生産と環境と調和した持続可能な農業を推進します。

米の需給及び価格の安定を図るため、米の需給の見通しを策定し生産調整を円滑に推進します。このため、農業者・農業団体が行政と連携して生産調整目標の達成に向けて取り組むとともに、水田を最大限に活用するため、主食用米の需要の拡大、米粉や飼料用米等の新規需要米の利用拡大や消費拡大に取り組みます。また、麦・大豆・飼料作物などへの転換と団地化を進めるとともに、果樹や野菜などの高収益作物への誘導を図り、安定した水田農業経営を確立します。

農業生産面では、マーケットイン^{注15}を基本とし、優良品種の導入や高品質・安定生産の促進、地元産農畜産物の高付加価値化を図るとともに、特産品の開発や加工による天童ブランドの確立を図ります。また、新たな需要を創出するため、広く消費者にPRを行い、知名度の向上や競争力の強化に努め、販路の拡大を積極的に支援します。



注15 マーケットイン……消費者の需要に応じて農畜産物を生産・供給するという考え方。

基本目標 2 担い手確保と鳥獣被害対策

基本施策	2-1 担い手への支援 2-2 鳥獣被害対策
------	---------------------------

担い手の高齢化が進んでおり、将来にわたり地域農業を維持していくには、地域農業の将来を担う中心的な担い手を確保し育成する必要があります。就職先の一つとして選択肢に入るような農業経営をPRし、有能な農業経営者を育てる支援を推進していきます。

新規就農の面では、農家の後継者や農業以外から就農を希望する方に対して、新規就農者経営発展支援事業等の新規就農支援に関する情報提供や相談を行い、積極的な活用を支援するとともに、関係機関と連携し、生産技術や農業経営に関する相談・指導を行い、新規就農者を確保し育成します。

また、法人経営を含めた多様な形態の担い手の育成を積極的に支援するとともに、担い手が安定した経営が展開できるよう、施策を担い手へ集中させ、生産技術の向上を図ります。

さらに、女性農業者への支援として、「家族経営協定」の締結を通じて女性の経営参画を促すとともに、地域社会への参画や各種団体等での登用を促進し、女性農業者の活躍しやすい環境づくりを進めます。

農業を取り巻く環境が変化する中、農業経営を安定させるには、生産技術のほかに、環境の変化に対応できる経営能力が必要です。このため、家計と農業経営の分離を進めるとともに、複式簿記の導入などにより、経営管理能力の向上を図ります。それとともに、経営の透明性の向上や、金融機関や取引先などに対する信用力の向上という観点から、農業経営の法人化を推進します。

担い手への支援には、中山間地における鳥獣被害への対策も重要です。中山間地域においては、クマ、イノシシ、サル等の鳥獣被害が近年深刻化しています。鳥獣被害は、農家の営農意欲を減退させることにつながります。このため、関係機関と地域の農業者と協力・連携し、総合的な鳥獣被害対策をさらに推進します。

基本目標 3 農地の保全と整備

基本施策	3-1 農地の保全と生産基盤の整備 3-2 遊休農地の発生防止と担い手への農地の集積
------	---

農業生産基盤の面では、系統立てた計画のもとに農道整備を進め、農作物の品質向上と農作業の効率化を図ります。水田については、ほ場の条件整備などを促進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図ります。畑地については、小規模な状態を解消するため、畑の団地化や、かんがい施設の整備などを促進します。特に、国土保全や環境維持などの公益的機能を持つ土地改

良事業については、自然の生態系や環境保全に配慮して促進します。なお、農業水利施設をはじめとした農業生産基盤は、現在、老朽化が進行しています。そのため、農業生産基盤の予防保全型の管理と計画的な修繕・更新を促進します。

農業労働力の高齢化や今後の就業動向を考慮し、担い手へ農地の集積を図るため、農地中間管理事業を活用した利用権設定や農作業の受委託を促進し、効率的で安定的な農業経営を確立していきます。

農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を、良好な状態で次世代へ継承することが重要です。しかし、農業従事者の高齢化や非農家である農地所有者の増加等により今後とも遊休農地の増加が見込まれることから、平成26年度から新たに始まった農地中間管理事業の活用や地域における人・農地プランの話し合いをもとに、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるとともに、農業委員会と連携して遊休農地の発生防止・解消を図ります。また、計画的な土地利用のもと、農地の保全とその有効利用に努めます。

中山間地域の農地は傾斜地が多いなど、平野部に比べて農業生産条件が不利であるため、過疎化や高齢化が進行し、遊休農地なども多くなっています。こうした遊休農地の増加は、農業生産の停滞だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能の低下を招くものであり、市民生活の安定に大きな損失をもたらすことが懸念されています。このため、中山間地域の特性にあった作物の導入や地域特産物の生産を促進する一方、地域の実態に応じた共同の取組みを支援し、中山間地域の活性化を図ります。

基本目標4 農業・農村の持つ役割に対する市民の理解の促進

基本施策	4-1 農業の理解と魅力を伝える
	4-2 農地の多目的利活用

消費者と生産者との交流の場を設け、食料や農業・農村に関して、正しい理解を得られるよう啓発するとともに、小・中学校との連携を深め、農業体験学習の取組みを支援します。さらに、地産地消や食育を推進することで、食や農の魅力を伝え、地元産農畜産物の消費を促し農業についての理解の促進を図ります。

農業・農村には、長い間培われた有形・無形の文化財や豊かな自然が残されています。しかし、農村部は人口が徐々に減少していることから、計画的な土地利用のもと、生産基盤と生活環境が一体となった総合的な農村の整備を推進し、住みよい農村環境を創造することで、定住人口の増加を促進し、地域活力を維持・発展させることが必要です。農村特有の景観や社会・文化などに触れることによって、農業・農村の持つ役割や自然環境の大切さなどについての理解を深められます。このため、農村への交流人口を増やし、農業・農村の持つ多面的機能への理解を促進し、市内の関係団体と連携しながら維持向上を図ります。

2 主要指標

(1) 農業の担い手育成の指標

ア 農家戸数・基幹的農業従事者

単位：戸、人

項目	計画改定時 (平成27年)	現状 (令和2年)	指標 (令和7年)	指標 (令和10年)	備考
農家戸数	2,467	2,230	2,119	2,077	
基幹的農業従事者	3,109	2,758	2,620	2,568	

(農林業センサス)

イ 担い手農家数

単位：戸

項目	計画改定時 (平成27年)	現状 (令和2年)	指標 (令和7年)	指標 (令和10年)	備考
主業農家数	573	479	455	446	
認定農家数	291	264	251	246	

(農林業センサス)

(2) 土地利用の指標

経営耕地面積

単位：h a

項目	計画改定時 (平成27年)	現状 (令和2年)	指標 (令和7年)	指標 (令和10年)	備考
田	1,350	1,280	1,229	1,216	
畑	188	211	221	232	
樹園地	1,338	1,197	1,157	1,132	
計	2,876	2,688	2,607	2,580	

(農林業センサス)

(3) 農業生産の指標

販売金額が1千万円以上の農業経営体

単位：経営体

項目	計画改定時 (平成27年)	現状 (令和2年)	指標 (令和7年)	指標 (令和10年)	備考
販売農業 経営体数	147	168	191	206	

(農林業センサス)

第4章

施策の展開



1 施策の体系

基本目標	基本施策	個別施策
1 持続可能な農業の推進と天童ブランドの確立	1-1 安全・安心な農畜産物の生産と環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境に配慮した農業の推進 ② 持続可能な農業の推進 ③ 有機農業の推進
	1-2 農畜産物の高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> ① 特産品の生産振興 ② ワイン特区の活用 ③ 稲作の振興 ④ 畜産の振興
2 担い手確保と鳥獣被害対策	2-1 担い手への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 新規就農者の確保 ② 意欲ある農業者への支援策の充実 ③ スマート農業の推進 ④ 優れた知識・技術の継承 ⑤ 移住検討者への情報提供
	2-2 鳥獣被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 鳥獣被害対策
3 農地の保全と整備	3-1 農地の保全と生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地の保全と有効利用 ② 農業生産基盤の整備
	3-2 遊休農地の発生防止と担い手への農地の集積	<ul style="list-style-type: none"> ① 遊休農地の発生防止・解消 ② 担い手への農地利用の集積・集約化
4 農業・農村の持つ役割に対する市民の理解の促進	4-1 農業の理解と魅力を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ① 地産地消の推進 ② 食育の推進 ③ 観光農業の推進
	4-2 農地の多目的利活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 田んぼダムの取り組み ② 農村の景観維持

2 施策の展開

基本目標1 持続可能な農業の推進と天童ブランドの確立

□ 基本施策1-1 安全・安心な農畜産物の生産と環境保全

● 現状と課題

近年、各地で大雨による大規模災害が発生し、また大雪による雪害も増えています。その原因の一つがCO₂による地球温暖化です。日本の農林水産分野の温室効果ガス排出量は2019年度で4,747万t-CO₂（温室効果ガスインベントリオフィス^{注16}より）で総排出量の3.9%となっています。みどりの食料システム戦略では、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量の50%低減、化石燃料を原料とした化学肥料の使用量30%低減を目指すとされています。食料生産を支える肥料原料の自給率は、尿素、リン酸アンモニウム、塩化カリウムの原料を輸入に大きく依存しており、持続可能な原料への切り替えが必要となってきます。



施策の展開

① 環境に配慮した農業の推進

- ア 化学農薬の使用低減や堆肥等の有機質資材などの導入などにより、環境保全に配慮した農業を促進します。
- イ 農薬の節減や化学肥料の使用量を抑えた特別栽培農産物の栽培技術講習会等の開催を支援します。
- ウ 化石燃料を原料とした化学肥料の使用量低減を図るため、有機質肥料の使用を促進します。

注16 温室効果ガスインベントリオフィス（G I O）…毎年の日本国の温室効果ガスインベントリの作成および関連調査研究、これに伴う国際対応等業務の遂行を目的として、2002年7月に国立環境研究所地球環境センターに設置された。

エ 農業機械の電化・水素化等、資材のグリーン化を推進します。

② 持続可能な農業の推進

ア 輸入材を原料とした化学肥料の使用量低減を図るため、食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用を促進します。

イ 地産地消型エネルギーの活用を促進します。

③ 有機農業の推進

ア 有機農産物と加工品に関する日本農林規格である有機農産物等検査認証制度の活用を支援します。

イ 消費者の安全志向に対応するため、「持続性の高い農業生産方式の導入計画」を山形県が認定する農業者（エコファーマー）など、各種認証制度の取得を支援します。

□ 施策1-2 農畜産物の高付加価値化

● 現状と課題

本市は、恵まれた気象条件を生かして農畜産物の生産振興を図り、産地化を推進してきたことで、県内でも有数の農業生産地域として大きな役割を果たしてきました。しかし、激化する産地間競争に対抗するためには、安全性の確保を基本として、気候変動や軽労化に対応できる生産技術や優良品種の導入により、高品質な農畜産物の生産・販売や消費者ニーズに合う品目・



品種への転換、共選・共販体制等を促進し、選ばれる商品として差別化することで、「天童ブランド」を確立していく必要があります。

また、地域の特性や気象条件、立地条件、社会的条件に最も適した農作物を栽培する適地適作を基本として、品質の良い様々な農畜産物を生産する多品目総合産地化を促進することが重要になっています。

施策の展開

① 特産品の生産振興

ア 特産品の果樹は、天童市果樹産地構造改革計画を推進し、さくらんぼの加温・無加温ハウス栽培の維持・拡大やさくらんぼの省力仕立て栽培の導入で、果樹の品質向上と安定生産を図ります。

イ 本市の特性に合った果樹6品目（さくらんぼ（やまがた紅王）・りんご・西洋なし・

もも・ぶどう・すもも)、ねぎ、天童牛など、将来の基幹作物となる奨励品種の生産を振興し、中長期的に作目の再編を図ります。

ウ 海外プロモーション事業等を実施することにより、G Iラ・フランス等の生産振興を図ります。

エ ふるさと納税で、特産品の魅力を広くPRし、認知度を向上させます。

オ 米、果樹、野菜、畜産など多品目にわたる産物の生産を促進し、競争力の強化を進めます。

② ワイン特区の活用

ア 「てんどうワイン特区」の特例措置を活用し、小規模な施設でのワインの製造や販売を支援するとともに、遊休農地の活用も視野に入れ、特産品であるぶどうの生産振興を図ります。

イ ワイン製造の多品目化を図ることで、天童産ワインのブランド化や交流人口の拡大を目指します。

③ 稲作の振興

ア 消費者に信頼される産地を確立するため、土壌や気象条件にあった品種の作付けと栽培管理を徹底し、「つや姫」などの品質の高い米の生産を促進します。

イ 国の水田活用の直接支払い交付金や産地交付金を活用し、加工用米・飼料用米等の新規需要米の栽培を促進します。

ウ 多様化する消費者ニーズや業務用の需要に対応した米の生産・出荷を促進します。

④ 畜産の振興

ア 高品質な生乳を生産するため、高能力のめす牛の導入を促進します。

イ 優良品種豚の購入を促進します。

ウ 繁殖・肥育一貫経営を強化するため、近隣放牧場の使用を促進します。

エ 天童牛ブランドの確立のため、天童牛の消費拡大やPR、販売指定店との連携を推進します。

基本目標2 担い手確保と鳥獣被害対策

□ 施策2-1 担い手への支援

● 現状と課題

本市の担い手の状況を見ると、農業を主体とする主業農家は年々減少しており、平成22年のセンサスでは主業農家数659戸に対し、令和2年では479戸と27%の180戸が減少しています。新規就農者は過去5年平均で年間17人となっています。耕作面積を拡大している農家に農地が集約している一方で担い手や後継者は不足しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の緊急事態宣言等により不要不急の外出をしない

ように呼びかけられたことから、外食需要が大幅に減少し、それに伴い主食用米の消費量も減少しました。その結果、令和3年度産の米価にも影響を与え、営農意欲の継続が課題となっています。

施策の展開

① 新規就農者の確保

- ア 新規就農者の育成を進めるため、農地のあっせん、農業関係の情報や支援策などの就農に関する情報を積極的に提供し、活用を支援します。
- イ 新規就農者が安定した収入を確保できるように、栽培しやすい作物の導入を促進します。
- ウ 広い視野を持って農業に取り組めるよう、農業後継者を対象とした県外派遣などの研修事業を展開します。
- エ 就農希望者に対しての相談体制を充実するため専門員を配置し、青年等就農計画の作成についてきめ細かな支援を行います。
- オ 就農後の経営の安定化を図り、担い手へ円滑に移行できるように、総合的な指導・助言を行います。
- カ 新規就農者が交流や情報交換、学び合いができるように、新規就農者連絡協議会を支援します。

② 意欲ある農業者への支援策の充実

- ア 経営感覚に優れた農家を認定農業者に認定し、農地の利用権設定や作業の受委託により経営規模の拡大を図り、生産性の向上を促します。
- イ 農業経営改善計画の目標を達成した認定農業者を、魅力ある農業を実現したモデル農業者として掲げ、意欲的な農業後継者や新規参入者の増加に結び付けます。
- ウ 「天童市担い手育成総合支援協議会」の機能を充実し、認定農業者などの経営改善に関する相談や農業経営改善計画の審査及び認定と指導を行うとともに、各種研修会を開催します。
- エ 土地・資本などの生産要素の集中や、加工・流通への取組みをより円滑に行うことができるよう、経営の法人化を促進します。
- オ 経営の目標設定や役割分担などに関し農家家族間での合意を図る「家族経営協定」の締結を促進します。
- カ 安定した収入を保つため、収入保険や米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）への加入を促進します。
- キ 転作作物の作付けを増やすことによって、生産量を安定的に確保し産地の形成を促進します。
- ク 障がい者等が農業分野での活躍を通じて社会参画を促す農福連携を支援します。

③ スマート農業の推進

ア 農業従事者の労働時間短縮、生産性向上のため、ロボットやAI^{注17}、IoT^{注18}などの先進技術を活用したスマート農業を推進します。

④ 優れた知識・技術の継承

ア 新規就農者や担い手へ農業経営を円滑に継承できるよう支援します。

イ 高齢者の技術や知恵を新規就農者や担い手への農業技術の指導に活用するとともに、農作業体験の指導者として活躍できるようにします。

⑤ 移住検討者への情報提供

ア 移住検討者に対して、天童市の農業・農村の魅力の発信を推進します。

□ 施策2-2 鳥獣被害対策

● 現状と課題

中山間地域においては、近年の地球温暖化による生息環境の変化や狩猟者の高齢化等による



捕獲数の低下、里山・森林管理の粗放化などから、クマ、イノシシ、サル等の鳥獣被害が深刻化しています。鳥獣被害は、農家の営農意欲を減退させ、遊休農地を生み出し、さらなる鳥獣被害を招くという悪循環となっています。このため、総合的な鳥獣被害対策を推進し、関係機関と地域の農業者の協力・連携による鳥獣被害対策を進める必要があります。

施策の展開

① 鳥獣被害対策

ア 有害鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲や追い払いなどの活動を活発に展開するなど、関係機関と地域の農業者の協力・連携により、鳥獣被害対策を進めます。

イ 接近警戒システムの活用や侵入防止電気柵等の設置を促進し、有害鳥獣から農作物を守ります。

ウ 効果的・効率的な被害防止策の検討や、地域ぐるみの鳥獣被害対策を促進します。

エ 南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会における3県連携による鳥獣被害対策を推進します。

注17 AI (Artificial Intelligence) ……人工知能。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

注18 IoT (Internet of Things) ……インターネット経由でセンサーと通信機能を持ったモノの情報をインターネットを介し、様々な場所で活用すること。モノのインターネット。

基本目標3 農地の保全と整備

□ 施策3-1 農地の保全と生産基盤の整備

● 現状と課題

農地は、食料を供給するため、農業者にとって極めて重要な経営基盤です。本市の農地面積は、工業団地や住宅地、公共事業用地への転用などによって年々減少しているため、特に農業投資が行われ、生産力の高い優良な農地の保全と、計画的な土地利用により、有効利用を図る必要があります。

施策の展開

① 農地の保全と有効利用

- ア 生産力の高い集団性の優良農地の保全と有効利用を図ります。
- イ 農地に関する情報の充実と公開に努め、農地の集積・集約化を促し、農地の利用の最適化を図ります。
- ウ 天童農業振興地域整備計画に基づく計画的な土地利用を図り、農地の保全と有効利用に努めます。

② 農業生産基盤の整備

- ア 稲作の生産性向上と効率化を図るため、土地改良事業の促進などにより、水田の用排水施設や暗きょ排水施設の整備を促進し、作業効率の高い農業生産基盤の整備を促進します。
- イ 畑地については、作業の効率化と品質向上を図るため、畑地の小規模分散状態を改善し、団地化やかんがい施設の整備などを促進します。
- ウ 土地改良事業により農業生産基盤の整備を進め、営農条件の改善を図ります。
- エ 農業水利施設をはじめとした農業生産基盤について、予防保全型の管理と計画的な修繕・更新を図ります。
- オ 降霜、降雹、台風などの自然災害や、異常気象による影響に対応し、災害防止施設の整備やハウスなどを用いた施設栽培及び、高品質な作物の安定生産を促進します。
- カ 肥料価格変動に対応するため、適正な施肥管理を行うための土壌診断を促進します。
- キ 麦、大豆などの定着化を図るため、水田畑地化の条件整備を促進します。
- ク 土地所有者と境界等の明確化を図るため、地籍調査事業を推進します。

□ 施策3-2 遊休農地の発生防止と担い手への農地の集積

● 現状と課題

本市の遊休農地は、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、新たな発生面積が解消面積を上回り、微増で推移しています。遊休農地に関する措置として、各地区の農業委員と農業関係団体が連携を図りながら、遊休農地実態調査を実施し、遊休農地と判定された農地の所有者に対し、利用意向調査を行っています。調査の結果を勘案しつつ、農地の農業上の利用の増進を図られるよう、必要なあっせんや利用関係の調整に努めています。

また、生産性の高い農業経営を行うためには、地域の将来的な農業を見据え、管理作業の効率化と生産コストの削減に結びつくよう、関係機関が一体となって、農地利用の集積・集約化を効果的に進めていく必要があります。

施策の展開

① 遊休農地の発生防止・解消

ア 本市独自の遊休農地解消対策事業補助金や農地リニューアル支援推進事業補助金の活用を図り、遊休農地の解消と発生防止に努めます。

イ 中山間地域については、地域の合意形成や集落協定の締結を進め、遊休農地の発生を防止します。

② 担い手への農地利用の集積・集約化

ア 関係機関や団体と連携し、農地の農業上の利用に関する農地所有者の意向の把握に努めるとともに、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地利用の集積・集約化を図り、連たん性を高めます。

イ 農地の利用の最適化を図るため、地域における人・農地プランの話し合いに基づき、農業上の利用が増進されるよう必要なあっせんや農地の利用関係の調整を行います。



基本目標4 農業・農村の持つ役割に対する市民の理解の促進

□ 基本施策4-1 農業の理解と魅力を伝える

● 現状と課題

生活様式の多様化に伴い、食と健康、安全性への関心が高まっています。

米をはじめとする地元の農畜産物を消費することは、食料自給率の向上とともに、農業や農村の活性化、地球環境の保全などにつながります。また、本市の基幹産業としての農業を守り、農家人口を維持していくために、消費者と生産者、双方の理解を促進する必要があります。

子どもたちの農業体験は、農村の豊かな自然や農業の中で伝えられてきた伝統・文化に直接触れることによって、「食」と「農」の一体化を図り、人間の感性や情操を豊かに育むことができます。このため、学校や家庭などあらゆる教育の場において、子どもたちに、食と農業と生命の大切さを具体的な形で伝えることが大切です。そして、一人でも多く将来の職業として積極的に農業を選択するような施策を展開していく必要があります。

このため、地産地消推進計画及び食育推進計画を推進し、消費者と生産者の食に対する正しい理解を深め、安全で安心な地元産農畜産物の生産と消費を拡大することにより、豊かな食文化を次世代に引き継ぐことが重要です。

また、ポストコロナを見据えた都市と農村の交流を促進するための観光農業を推進することも必要とされます。

施策の展開

① 地産地消の推進

ア 消費者と生産者とが、農業生産や消費の現場で直接交流を深められる機会を設けます。

イ 地元産の食材を使った料理講習会を開催し、消費者に地元産農畜産物の安全性やおいしさをPRします。

ウ 旬の地元産農畜産物を活用した学校給食を提供することで、地元産農畜産物の消費の拡大を図ります。

エ 天童市農業士会と連携しながら、親子農業体験教室を開催し、食の重要性、地元産農畜産物の消費拡大、地域の農業振興に対する理解を深めます。

オ 天童産フルーツや農産物直売所を紹介したフルーツガイドを発行し、PRに努め、来訪者の増加を目指します。

カ 地域のイベント等において、地元農畜産物の販売促進を図るとともに、グリーン・ツーリズムの普及啓発を図ります。

② 食育の推進

ア 米を主食とし、新鮮で多様な食材を使い、栄養バランスに優れた健康的な食生活を啓発します。

イ 小・中学生が職業としての農業に対する理解を深めるとともに、健全な食生活を形成することができるよう、学校や地域住民との連携のもと、学校農園の設置を推進し、農業体験学習を支援します。

ウ 生産者と子どもたちの交流や子供たちの農業への理解を深めるため、地域の農業と結びついた学校給食を展開します。

③ 観光農業の推進

ア 天童温泉協同組合等の観光関係団体と密接な関係にある天童市観光果樹園連絡協議会との情報交換を通して観光農業を推進し、交流人口の拡大を図りながら、本市農業の魅力発信の取組みを進めます。

□ 基本施策4-2 農地の多目的利活用

●現状と課題

農村地域は、活力と魅力のある地域住民の生活の場です。さらに、洪水防止や水資源かん養、大気の浄化などの自然・国土保全機能を有しています。洪水等による下流の農耕地や住宅地の被害を軽減するため、農村地域を維持していく必要があります。

本市ではこれまで、農村総合整備事業や下水道事業、天童市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針などにより、農村の生活基盤を整備してきました。しかし、農村の人口は減少しており、生活様式の多様化や意識の変化などにより、生活環境整備に対する要望は、これまで以上に強くなっています。このため、農村らしさを大事にした定住条件を整備して、都市と農村の交流人口の拡大を図り、農業・農村の活性化を図る必要があります。

また、農村を訪れる人が潤いや安らぎを享受できる豊かな景観や水に親しめる空間を保全したり、農業者と市民との交流の場を設定したりすることによって、農村の魅力を高めていくことが課題になっています。

施策の展開

① 田んぼダムの取り組み

ア 豪雨時に河川に流れ込む水量を抑制するため、田んぼダムの導入を促進します。

② 農村の景観維持

ア 農村コミュニティの活力を維持するため、計画的な土地利用のもと、良好な住環境を持つ農村部への定住を促進し、農村部の人口回復に努めます。

- イ 農業・農村の土地利用との調整を図り、地区計画制度を活用したまちづくりを促進します。
- ウ 農村地域の水と土を基本とする地域資源を再評価し、自然に恵まれた農村独自の環境を維持・保全します。
- エ 地域の持つ多様な資源を生かして、農業・農村を核とした交流事業を展開します。
- オ 農村部に受け継がれてきた伝統行事などを継承します。
- カ 中山間地域の地理的不利性を補うため、生活環境の整備を促進します。
- キ 水と緑、恵まれた自然など、魅力ある農村景観の保全を図ります。
- ク 天童高原の恵まれた自然や景観を生かした振興を図ります。



第5章

計画の推進に向けて



1 行動指針

天童市農業基本計画を推進していくためには、農業者・農業団体、事業者、市民、行政がそれぞれの役割を認識し、お互いに連携を図り、農業・農村の振興に努めていくことが必要です。

そのため、農業者・農業団体、事業者、市民の計画実現に向けての行動指針を次のように定めます。

(1) 農業者・農業団体

- ア 食の安全に関する関係法令を遵守するとともに、安全な農畜産物の安定した生産と供給について、主体的に取り組んでいきます。
- イ 環境と調和した農業生産に取り組み、農業の持つ多面的な機能の保全の担い手としての自覚を持ち、農畜産物の生産に努めます。
- ウ 体験や交流を通して、農業の大切さを市民に伝えます。
- エ 集落全体で、今後の地域農業の将来像を考え、一人ひとりが役割を果たします。
- オ 地元産農畜産物の生産、販売、流通戦略を明らかにし、生産から販売までの一貫した活動に取り組めます。
- カ 地産地消の推進について主体的に取り組む、食と農を近づけるための情報発信に努めます。
- キ 基本目標に基づく、農業・農村の振興策に協力するよう努めます。

(2) 事業者

- ア 地元産農畜産物の積極的な利用に努めます。
- イ 生産者と連携しながら、農業を支える活動を展開します。
- ウ 基本目標に基づく、農業・農村の振興策に協力するよう努めます。
- エ 農業者及び農業団体と連携して、農畜産物の地域ブランドづくりに努めます。

(3) 市民

- ア 農業・農村の持つ多面的機能の理解と維持活動に努めます。
- イ 地元産農畜産物の消費に努めます。
- ウ 食と農に関心を持ち、生産者との交流の機会を増やします。
- エ 地域の食習慣や食文化の伝統を次世代へ引き継ぐよう努めます。
- オ 基本目標に基づく、農業・農村の振興策に協力するよう努めます。

2 計画の実施と管理

天童市農業基本計画の実効性を高めるため、年次ごとの進捗状況を的確に把握するとともに、その評価を適正に行い、計画の着実な推進を図ります。

資料編



天童市農業基本条例

平成14年3月29日
条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本計画（第8条・第9条）

第3章 農業振興審議会（第10条・第11条）

第4章 補則（第12条）

附則

農業・農村は、生命の源となる食料を供給し、その過程で環境及び国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成並びに地域社会の形成に重要な役割を果たしている。

したがって、私たちは、新世紀を迎え、自然の尊さ、環境及び資源の大切さを再認識するとともに、農業・農村が持つ役割を理解し、これを将来の世代に継承していく必要がある。

本市の農業は、農業者及び農業団体の先見性に満ちた取組により、いち早く農業の土地基盤整備、近代化施設の整備、各種生産組織の結成等に努め、本県の農業において、有数の生産地域としてそのけん引的役割を果たしてきた。

今後、本市の農業の更なる発展のためには、農業者においては、消費の動向を的確に把握するとともに、作物等の特性を研究し、並びに本市の地理的、経済的及び社会的条件に合ったものを生産する取組を促進する必要がある。一方、消費者に対しては、本市で生産した安全な農畜産物を率先して消費するよう理解を求めることが必要である。

このように、農業者と消費者が連携し合い、安全かつ安定的な食料の供給を確保しながら、農業・農村の持続的な発展のため、これまで継承されてきた先人の取組を土台として新しい時代に対応した農業の確立を図るべく、天童市農業基本条例を制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安全かつ安定的な食料の供給の確保及び農業・農村の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、当該基本方針に基づく施策を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、新しい時代に対応した農業・農村の発展を図り、もって市民の福祉向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 自ら農業を営む個人、団体及び法人をいう。
- (2) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体をいう。
- (3) 事業者 消費者に食料を供給する事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を

除く。)及び個人をいう。

(基本方針)

第3条 第1条の基本方針は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 本市の農業が将来にわたって市民の命を支える安全な農産物を安定的に生産する役割を担うこと。
- (2) 農業の持続的な発展のために、農業の生産基盤及び農村の生活環境の整備を図ること。
- (3) 農業の担い手の育成のための人づくりを促進すること。
- (4) 農業・農村の持つ役割に対する市民の理解を促進すること。
- (5) 農業・農村が持つ国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能（以下「農業等の多面的機能」という。）の維持向上を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、基本方針にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、農業・農村の振興に関する施策（以下「農業・農村振興施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(農業者及び農業団体の役割)

第5条 農業者及び農業団体は、安全かつ安定的な農畜産物の生産及び供給に主体的に努めるとともに、市が実施する農業・農村振興施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本方針にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市内で生産された農畜産物（以下「地元産農畜産物」という。）の利用及び市が実施する農業・農村振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本方針にのっとり、農業等の多面的機能を理解し、並びにその維持活動、地元産農畜産物の消費及び市が実施する農業・農村振興施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本計画

(基本計画)

第8条 市長は、農業・農村振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的な農業・農村振興施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業・農村振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を当該基本計画に反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第10条に規定する天童市農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを一般に公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画に係る重点施策)

第9条 前条の基本計画に係る重点施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業・農村に対する市民の理解の促進、農業に関する体験学習等による教育の充実、消費者と生産者との交流の促進等に関する事項
- (2) 農業等の多面的機能の維持向上に必要な事項
- (3) 地元産農畜産物の安全性の確保及びその品質の改善を図るために必要な事項
- (4) 地域農業を担う経営感覚に優れた農業経営者（以下「担い手農家」という。）が行う経営構造改善の支援に関する事項
- (5) 担い手農家への農地集積の促進、農地の保全、遊休農地の発生防止及び解消並びに農業生産基盤を整備するために必要な事項
- (6) 農村の生活環境の向上及び整備に必要な事項
- (7) 地域の農業を担う人材を確保するための新規就農者の支援に関する事項
- (8) 農村における男女共同参画社会の実現に必要な事項
- (9) 高齢者が持つ農業・農村に関する貴重な知識及び技術の伝承に必要な事項
- (10) 水田の農業経営の確立に必要な事項
- (11) 自然循環型農業（有機物資源を活用し、及び自然循環機能を生かすことにより、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業をいう。）を確立するために必要な事項
- (12) 適地適産（消費の動向を的確に把握し、作物等の特性を研究し、並びに本市の地理的、経済的及び社会的条件に合ったものを生産することをいう。）の促進を図るために必要な事項
- (13) 地産地消（地元産農畜産物を市内で消費することをいう。）を推進し、及び市民の需要に応じた農畜産物の生産体制の整備に必要な事項
- (14) 本市の地理的特性を生かした観光農業に係るネットワークの形成及び体験農業の促進に必要な事項
- (15) 中山間地域の農業を活性化するために必要な事項
- (16) 前各号に掲げるもののほか、農業・農村の振興に必要な事項

第3章 農業振興審議会

(農業振興審議会)

第10条 基本計画及び農業・農村振興施策について調査及び審議するため、天童市農業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 基本計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、農業・農村振興施策に関する基本的事項
- 3 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、委員は、必要の都度、市長が委嘱する。
- 4 前項の委員のほか、特別の事項を調査及び審議させるために必要があるときは、審議会に専門委員を若干人置くことができる。
- 5 前項の専門委員は、必要の都度、市長が委嘱する。
- 6 前3項の委員及び専門委員は、第2項に規定する調査及び審議又は第4項に規定する調

査及び審議が終了したときは、その職を解かれるものとする。

第11条 前条に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

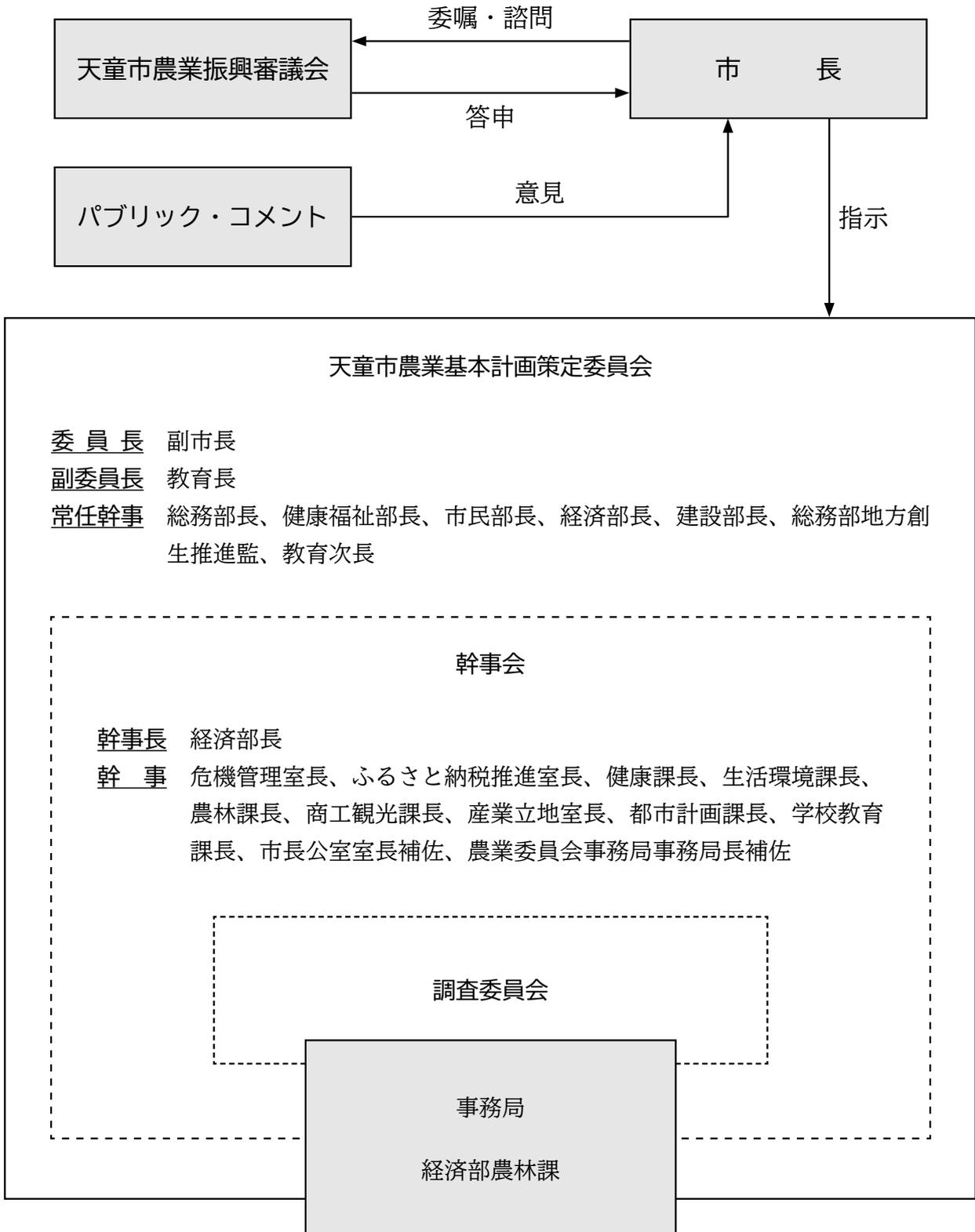
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

第四次天童市農業基本計画策定体制図



第四次天童市農業基本計画策定経過

期 日	内 容
令和3年 4月26日(月)	部長会 現計画の見直し方針(案)について
5月～6月	天童市農業振興審議会委員の選任
7月20日(火)	第1回天童市農業基本計画策定委員会幹事会 1 天童市の現状と農業の動向について 2 天童市農業基本計画見直しの手順について 3 これまでの経過と今後の進め方について 4 天童市農業基本計画見直しに係る意見書の提出について
9月2日(木)	第1回天童市農業振興審議会 1 天童市の現状と農業の動向について 2 天童市農業基本計画見直しの手順について 3 これまでの経過と今後の進め方について
11月29日(月)	第2回天童市農業基本計画策定委員会幹事会 1 天童市農業基本計画(素案)について 2 今後の進め方について 3 天童市農業基本計画(素案)に対する意見書の提出について
12月23日(木)	天童市農業基本計画策定委員会 1 天童市農業基本計画(素案)について 2 今後の進め方について 3 天童市農業基本計画(素案)に対する意見書の提出について
令和4年 1月19日(水)	第2回天童市農業振興審議会 1 天童市農業基本計画(諮問案)について 2 今後の進め方について
1月31日(月) ～2月15日(火)	第四次計画案に対するパブリックコメントの実施
3月16日(水)	第3回天童市農業振興審議会 1 天童市農業基本計画(諮問案)について 2 今後の進め方について
3月16日(水)	天童市農業振興審議会から市長への答申

天童市農業振興審議会委員

(敬称略・順不同)

No.	氏名	所属等	役職等名	区分
1	◎村山 秀樹	国立大学法人山形大学	農学部長	知識経験を有する者
2	須藤 英弥	山形県	村山総合支庁産業経済部次長 (兼)農業技術普及課長	関係機関を代表する者
3	堀越 重助	天童市農業委員会	会長	関係機関を代表する者
4	小沼裕佳理	天童市小・中学校校長会	(市立山口小学校校長)	関係機関を代表する者
5	古瀬 美鈴	天童市教育委員会学校給食センター	(市学校給食センター栄養教諭)	関係機関を代表する者
6	○金平 芳己	天童市農業協同組合	代表理事組合長	農業団体を代表する者
7	土屋 健吾	天童土地改良区	理事長	農業団体を代表する者
8	森谷 恵一	天童市認定農業者協議会	会長	農業者を代表する者
9	伊藤いち子	J A てんどう女性部	(女性農業者)	農業者を代表する者
10	武田タカヨ	グリーン・ツーリズムネットワーク	(新鮮組)	農業者を代表する者
11	後藤 圭子	天童商工会議所女性会	(株)後藤製麺工場)	事業者を代表する者
12	山西 洋子	天童市連合婦人会	副会長	消費者を代表する者
13	荒木 公子	天童市食生活改善推進協議会	会長	消費者を代表する者

◎は会長、○は副会長



第四次天童市農業基本計画
令和4年3月



天童市経済部農林課
山形県天童市老野森一丁目1番1号
TEL 023(654)1111 内線215
www.city.tendo.yamagata.jp/